

『続日本紀』の薨卒記事

——特に父方系譜記述について

野口武司

一

いわゆる六国史のうち、最も早く完成奏上され、しかも叙述対象年次が長期に及ぶ点において他余の諸国史と容易に比較しえぬ『日本書紀』と、闕逸部分の極めて多い『日本後紀』とを除く四国史の薨卒記事にみる薨卒当事者の直系尊属者、取り分け、父方のそのの系譜記述(以下、これを「父方直系尊属者記述」、そして、これを有する記述を「有父方直系尊属者記述」と各々仮称する。)のあり様について、一渉り調査してみると、凡そ次のような結果が得られる。

	〔四国史〕	〔薨卒記事数〕	〔「有父方直系尊属者記述」事例数〕	〔「有父方直系尊属者記述」事例率〕
続日本紀	三一六	一一〇	四一・一四%	
続日本後紀	九六	四四	四五・八三%	
文徳実録	八〇	六五	八一・二五%	
三代実録	一八七	一一一 <small>註</small>	五九・三六%	
		(二二二)	(七〇・五九%)	

第一表

四国史 記号形式	続日本紀	続日本後紀	文徳実録	三代実録
A	91(70%)	29(約65.91%)	50(76.92%)	85(76.58%)
AB	26(20%)	13(約29.55%)	9(13.85%)	18(16.22%)
AC	4(約3.08%)		2(3.08%)	1(0.90%)
B	3(約2.31%)			
AE	2(約1.54%)	1(約2.27%)	1(1.54%)	1(0.90%)
E	1(約0.77%)			2(1.80%)
ABC	1(約0.77%)	1(約2.27%)	2(3.08%)	1(0.90%)
ABCD	1(約0.77%)			1(0.90%)
AD	1(約0.77%)			
C			1(1.54%)	
ABCE				2(1.80%)
合計	130(100%)	44(100%)	65(100%)	111(100%)

〔備考〕 当表における各記号は次の通りである。薨卒当事者の父(A), 祖父(B), 曾祖父(C), 高祖父(D), 高祖父以上の上祖(E)。

これにより、各四国史中、「有父方直系尊属者記述」事例率の最も高いのは、『文徳実録』であり、以下、『三代実録』『続日本後紀』『続日本紀』の順となり、『続日本紀』が最も低いことが分かる。さらに、その薨卒当事者の父方直系尊属者が、件の薨卒当事者と一体如何なる関係にある者であるかを仔細に検討してみると、第一表に示すようになる。

これによれば、薨卒当事者の直系尊属者への言及に関し、その種類・内容の度合において、『続日本紀』が最も豊富であり（同書には、他余の三國史みる殆どの形式——但C E型を除く）、以下、『三代実録』、『文徳実録』、『続日本後紀』の順につづいていて、『続日本後紀』が最も貧弱であること。別言すれば、薨卒当事者の系譜的位置付け記載において、四国史中、『続日本後紀』が最も統一的ないし画一的であり、『続日本紀』が最も不統一的ないし不画一的である、ということになる。

ところで、既掲第一表より、いろいろな事柄を讀

み取りうるが、ここでは、次の諸点を指摘しておこう。即ち『続日本紀』以下の四国史では、孰れも薨卒当事者の直系尊属者を記載する諸形式のうち、事例数の点でA型が圧倒的に多く、AB型がそれについていること。而してそれら四国史に共通して卓越するA・AB両型について、諸形式中、A型の百分比が最も高いのは、『文徳実録』であり、それが最も低いのは『続日本後紀』であること。また、諸形式中、AB型の百分比が最も高いのは『続日本後紀』であり、それが最も低いのは『文徳実録』であること。そしてこうした各四国史におけるA・AB両型の、全諸形式中に占める百分比の高低如何に関する調査結果によっても、『続日本後紀』『文徳実録』両書の記述形式面における際立った対照性の一斑を明らかにすること（拙文『続日本後紀』と『文徳実録』（本誌第五号）参照）、等々である。

以上の如く、『続日本紀』以下の四国史所見の薨卒記事について、そこにみる薨卒当事者の父方系譜記述のあり様一つを取り上げてみても、そこから種々様々な知見を汲み分けうるが、とくに本稿では、上述の如く、それら四国史所見の薨卒記事中、そこに所見される薨卒当事者の父方直系尊属者に言及する事例数の百分比において最も低率をマークするとはいえ、その記述形式面において最も多彩さ・多様さを擁する『続日本紀』のそれを俎上に載せて、之に種々検討を加えてみようと思う。

註 『三代実録』の括弧付数字は、薨卒記事中に省略用語の「云々」があつて、そこに薨卒当事者の父方直系尊属者についての記述を見ぬけれども、もともとは、当該部分にそうした記述を有していた、と仮定した場合のものである。斯様な事例は、下記の二十一例存する。

- ① 従五位下笠朝臣名高（貞観13・4・131条）、
- ② 正三位藤原朝臣氏宗（貞観14・2・7条）、
- ③ 正四位下紀朝臣今守（貞観14・3・29条）、
- ④ 外従五位下坂上宿祢貞野（貞観14・7・201条）、
- ⑤ 正四位下源朝臣生（貞観14・8・2条）、
- ⑥ 従一位藤原朝臣良房（貞観14・9・2条）、
- ⑦ 従四位下当麻真人鴨継（貞観15・3・8条）、
- ⑧ 従五位上滋岳朝臣川人（貞観16・5・271条）、
- ⑨ 従五位上家原朝臣氏主（貞観16・7・301条）、
- ⑩ 外従五位下道朝臣門継（貞観16・8・9条）、
- ⑪ 正三位藤原朝臣常行（貞観17・2・171条）、
- ⑫ 正四位下藤原朝臣仲統（貞観17・6・6条）、
- ⑬ 従四位下寧内王（貞観17・8・5条）、
- ⑭ 二品忠良親王（貞観18・2・201条）、
- ⑮ 無品久子内親王（貞観18・6・18条）、
- ⑯ 従

四位上源朝臣端姫（貞観18・9・5条）、⑰從五位上興道宿祢名繼（貞観18・11・19条）、⑱從三位藤原朝臣家宗（元慶2・10条）、⑲外從五位下中臣志斐連安善（元慶5・2・4条）、⑳從五位下清内宿祢雄行（元慶7・6・10条）、㉑正五位下善淵朝臣永貞（仁和1・12・11条）。

一一

まず、次下の行論の便宜上、煩を厭わずに『続日本紀』所載の「有父方直系尊属者記述」事例の全てを必要な範囲内において掲記することから始めよう（ここには、自盡（自経）・誅殺・贈位、等々の薨卒に関わる記事も含められている。但し、「玄宗・肅宗並崩」（天平玉字）「父方直系尊属者記述」をもため事）。例の場合についても同様である。）。

- 1 淨広式弓削皇子……………天武天皇之第六皇子也。
（從四位下相当）
文武 3・7・21条
- 2 新田部皇女……………天智天皇之皇女也。
（從四位下相当）
“ 3・9・25条
- 3 淨広式大江皇女……………天智天皇之皇女也。
（從四位下相当）
“ 3・12・3条
- 4 道照和尚……………父恵釈少錦下。
（從五位相当）
“ 4・3・10条
- 5 淨広肆明日香皇女……………天智天皇之皇女也。
（從五位下相当）
“ 4・4・4条
- 6 大納言正広參大伴宿祢御行……………難波朝右大臣大紫長徳之子也。
（從二位相当）
大宝 1・1・15条
- 7 左大臣正二位多治比真人嶋……………宣化天皇之玄孫。多治比王之子也。
“ 1・7・21条
- 8 大伯内親王……………天武天皇之皇女也。
“ 1・12・27条
- 9 三品忍壁親王……………天武天皇之第九皇子也。
慶雲 2・5・7条
- 10 大納言正三位紀朝臣麻呂……………近江朝御史大夫贈正三位大人之子也。
“ 2・7・19条
- 11 左京大夫從四位上大神朝臣高市麻呂……………大花上利金之子也。
（正四位相当）
“ 3・2・6条

12 三品但馬内親王……………天武天皇之皇女也。

和銅 1・6・25 条

13 撰津大夫從三位高向朝臣麻呂……………難波朝廷刑部尚書大花上国忍之子也。(正四位相当)

// 1・閏 8・8 条

14 右大弁從三位石川朝臣宮麻呂……………近江朝大臣大紫連子之第五男也。(正三位相当)

// 6・12・6 条

15 中納言從三位兼中務卿勳三等小野朝臣毛野……………小治田朝大德冠妹子之孫。小錦中毛人之子也。(正四位相当)

// 7・4・15 条

16 大納言兼大將軍正三位大伴宿祢安麻呂……………難波朝右大臣大紫長德之第六子也。(正三位相当)

// 7・5・1 条

17 一品長親王……………天武天皇第四之皇子也。

靈龜 1・6・4 条

18 知太政官事一品穗積親王……………天武天皇之第五皇子也。

// 1・7・27 条

19 二品志貴親王……………天智天皇第七之皇子也。

// 2・8・11 条

20 中納言從三位巨勢朝臣麻呂……………小治田朝小德大海之孫。飛鳥朝京職直大參志丹之子也。(正五位上相当)

養老 1・1・18 条

21 左大臣正二位石上朝臣麻呂……………泊瀨朝倉朝庭大連物部目之後。難波朝衛部大華上宇麻乃之子也。(正四位相当)

// 1・3・3 条

22 大納言正三位阿倍朝臣宿奈麻呂……………後岡本朝筑紫大宰帥大錦上比羅夫之子也。(正四位相当)

// 4・1・27 条

23 右大臣正二位藤原朝臣不比等……………近江朝内大臣大織冠鎌足之第二子也。(正一位相当)

// 4・8・3 条

24 中納言正三位巨勢朝臣邑治……………難波朝左大臣大繡德多之孫。中納言小錦中黑麻呂之子也。(正二位相当)

神龜 1・6・6 条

25 二品田形内親王……………天淳中原瀛真人天皇之皇女也。

// 5・3・5 条

26 (左大臣正二位長屋王)……………天武天皇之孫。高市親王之子也。(正四位下相当)

天平 1・2・12 条

27 二品吉備内親王……………日並知皇子尊之皇女也。(正四位下相当)

// 1・2・12 条

28 左大弁從三位石川朝臣名足……………淡海朝大臣大紫連子之孫。少納言小花下安麻呂之子也。(正三位相当)

// 1・8・9 条

- 29 從二位大納言多治比真人池守……………左大臣正二位嶋之第一子也。 天平2・9・8条
- 30 大納言從二位大伴宿祢旅人……………難波朝右大臣大紫長德之孫。大納言贈從二位安麻呂之第一子也。(正三位相当) 3・7・25条
- 31 中納言從三位兼催造宮長官知河内和泉等国事阿倍朝臣広庭……………右大臣從二位御主人之子也。 4・2・22条
- 32 二品泉内親王……………天智天皇之皇女也。 6・2・8条
- 33 一品新田部親王……………天淳中原瀛真人天皇之第七皇子也。 7・9・30条
- 34 知太政官事一品舍人親王……………天淳中原瀛真人天皇之第三皇子也。 7・11・14条
- 35 參議民部卿正三位藤原朝臣房前……………贈太政大臣正一位不比等之第二子也。 9・4・17条
- 36 中納言正三位多治比真人縣守……………左大臣正二位嶋之子也。 9・6・23条
- 37 參議兵部卿從三位藤原朝臣麻呂……………贈太政大臣不比等之第四子也。 9・7・13条
- 38 (右大臣從二位藤原朝臣武智麻呂)……………贈太政大臣不比等之第一子也。 9・7・25条
- 39 參議式部卿兼大宰帥正三位藤原朝臣宇合……………贈太政大臣不比等之第三子也。 9・8・5条
- 40 三品水主内親王……………天智天皇之皇女也。 9・8・20条
- 41 中納言從三位多治比真人広成……………左大臣正二位嶋之第五子也。 11・4・7条
- 42 (大宰少貳從五位下藤原朝臣広嗣)……………式部卿馬養之第一子也。 12・11・5条
- 43 三品長谷部内親王……………天武天皇之皇女也。 13・3・28条
- 44 參議從三位大野朝臣東人……………飛鳥朝廷糺職大夫直広肆果安之子也。(從五位下相当) 14・11・2条
- 45 安積親王……………天皇之皇子也。 16・閏1・13条

- 46 正三位山形女王……………(正四位下相当) 淨広壹高市皇子之女也。 天平 17・8・27 条
- 47 知太政官事兼式部卿從二位鈴鹿王…………… 高市皇子之子也。 〃 17・9・4 条
- 48 正三位牟漏女王…………… 贈從二位栗隈王之孫。從四位下美努王之女也。 〃 18・1・27 条
- 49 正三位藤原夫人…………… 贈太政大臣武智麻呂之女也。 〃 20・6・4 条
- 50 中納言正三位大伴宿祢牛養……………(正四位下・從四位上相当) 大德咋子連孫。贈大錦中小吹負之男也。 天平勝宝 1・閏 5・29 条
- 51 中納言從三位兼中務卿石上朝臣乙麻呂…………… 左大臣贈從一位麻呂之子也。 〃 2・9・1 条
- 52 一品多紀內親王…………… 天武天皇之皇女也。 〃 3・1・25 条
- 53 中務卿正三位三原王…………… 一品贈太政大臣舍人親王之子也。 〃 4・7・10 条
- 54 大納言從二位兼神祇伯造宮卿巨勢朝臣奈氏麻呂…………… 小治田朝小德大海之孫。(從四位相当) 淡海朝中納言大紫比登之子也。(正三位相当) 〃 5・3・30 条
- 55 中務卿從三位栗栖王…………… 二品長親王之子也。 〃 5・10・7 条
- 56 前左大臣正一位橘朝臣諸兄…………… 贈從二位栗隈王之孫。從四位下美努王之子也。 天平宝字 1・1・6 条
- 57 夫人正二位広岡朝臣古那可智…………… 正四位上橘宿祢佐為之女也。 〃 3・9・5 条
- 58 四品室内親王…………… 一品舍人親王之女也。 〃 3・11・11 条
- 59 散位從三位多治比真人広足…………… 父志麻。藤原朝正二位左大臣。 〃 4・1・21 条
- 60 從二位藤原夫人…………… 贈正一位太政大臣房前之女也。 〃 4・1・29 条
- 61 (光明皇后)…………… 近江朝大織冠內大臣鎌足之孫。平城朝贈正一位太政大臣不比等之女也。 〃 4・6・7 条
- 62 武部卿從三位藤原朝臣弟麻呂…………… 平城朝贈正一位太政大臣武智麻呂之第四子也。 〃 4・6・癸卯 条

- 63 参議正四位下安倍朝臣嶋麻呂……………藤原朝右大臣從二位御主人之孫。奈良朝中納言從三位広庭之子也。
天平宝字 5・3・10 条
- 64 散位從三位巨勢朝臣関麻呂……………難破長柄豐崎朝大臣大續德太古曾孫。(正二位相当)從五位上小邑治之子也。〃 5・4・9 条
- 65 尚藏兼尚侍正三位藤原朝臣宇比良古……………贈太政大臣房前之女也。〃 6・6・23 条
- 66 散位從三位紀朝臣飯麻呂……………淡海朝大納言贈正三位大人之孫。平城朝式部大輔正五位下古麻呂之長子也。〃 6・7・19 条
- 67 御史大夫正三位兼文部卿神祇伯勳十二等石川朝臣年足……………後岡本朝大臣大紫蘇我臣牟羅志曾孫。(正三位相当)平城朝左大弁從三位石足之長子也。〃 6・9・30 条
- 68 夫人正三位縣犬養宿祢広刀自……………讚岐守從五位下唐之女也。〃 6・10・14 条
- 69 参議礼部卿從三位藤原朝臣弟貞……………平城朝左大臣正二位長屋王之子。〃 7・10・17 条
- 70 從三位授刀督兼伊賀近江按察使藤原朝臣御楯……………平城朝贈正一位太政大臣房前之第六子也。〃 8・6・9 条
- 71 (太師正一位藤原惠美朝臣) 押勝……………近江朝内大臣藤原朝臣鎌足曾孫。平城朝贈太政大臣武智麻呂之第三子也。〃 8・9・18 条
- 72 大和守正四位上坂上忌寸犬養……………右衛士大尉外從五位下大國之子也。〃 8・12・13 条
- 73 從三位和氣王……………一品舍人親王之孫。正三位御原王之子也。
天平神護 1・8・1 条
- 74 從三位広瀬女王……………二品那我親王之女也。〃 1・10・22 条
- 75 右大臣從一位藤原朝臣豐成……………平城朝正一位贈太政大臣武智麻呂之長子也。〃 1・11・27 条
- 76 大納言正三位藤原朝臣真楯……………平城朝贈正一位太政大臣房前之第三子也。〃 2・3・12 条

77 刑部卿從三位百濟王敬福……………其先者出自百濟國義慈王。高市岡本宮馭宇天皇御世。義慈王遺其子豐璋王及
禪広王入侍（中略）〈唐兵〉攻州柔豐璋与我救兵拒之。救軍不利。豐璋駕船遁于高麗。禪広因不歸國。
藤原朝廷賜号曰百濟王（中略）子百濟王昌成。幼年隨父歸朝。先父而卒。飛鳥淨御原御世贈小紫子郎眞。
奈良朝廷從四位下撰津亮。敬福者即其第三子也。

78 尚膳從三位小長谷女王……………三品忍壁親王之女也。

天平神護 2・6・28 条
神護景雲 1・1・8 条

79 參議從三位治部卿兼左兵衛督大和守山村王……………池邊雙槻宮御宇橘豐日天皇皇子。久米王之後也。

〃 1・11・17 条

80 内蔵頭兼大外記遠江守從四位下高丘宿祢比良麻呂……………其祖沙門詠。近江朝歲次癸亥自百濟歸化。父樂浪河
内。正五位下大學頭。

〃 2・6・28 条

81 大和國造正四位下大和宿祢長岡……………刑部少輔從五位上五百足之子也。

〃 3・10・29 条

82 從二位文室真人淨三……………一品長親王之子也。

寶龜 1・10・9 条

83 左大臣正一位藤原朝臣永手……………奈良朝贈太政大臣房前之第二子也。

〃 2・2・22 条

84 四品衣縫内親王……………田原天皇之皇女也。

〃 3・7・9 条

85 正三位中納言兼宮内卿右京大夫石川朝臣豐成……………左大弁從三位石足之子也。

〃 3・9・8 条

86 二品難波内親王……………天皇同母姉也。

〃 4・10・14 条

87 散位從四位下國中連公麻呂……………本是百濟國人也。其祖父德率國骨富。近江朝廷歲次癸亥屬本蕃喪亂歸化。

天平年中。聖武皇帝發弘願。造盧舍那銅像。其長五丈。當時鑄工無敢加手者。公麻呂頗有巧思。竟成其

功。 〃 5・10・3 条

- 88 正三位圓方女王……………平城朝左大臣從一位長屋王之女也。 宝龜5・12・23条
- 89 參議大宰帥從三位勳二等藤原朝臣藏下麻呂……………平城朝參議正三位式部卿大宰帥馬養之第九子也。 6・7・1条
- 90 前右大臣正二位勳二等吉備朝臣真備……………右衛士少尉下道朝臣国勝之子也。 6・10・2条
- 91 參議從三位大藏卿兼摂津大夫藤原朝臣楓麻呂……………平城朝贈太政大臣房前之第七子也。 7・6・13条
- 92 大和守從三位大伴宿祢古慈斐……………飛鳥朝常道頭贈大錦中小吹負之孫。(正四位下、從四位上相当)平城朝越前按察使從四位下祖父麻呂之子也。 8・8・19条
- 93 内大臣從二位勳四等藤原朝臣良繼……………平城朝參議正三位式部卿大宰帥馬養之第二子也。 8・9・18条
- 94 三品坂合部内親王……………天宗高紹天皇異母姉也。 9・5・27条
- 95 (入唐大使從三位藤原朝臣清河)……………贈太政大臣房前之第四子也。 10・2・4条
- 96 (入唐副使從五位上小野朝臣石根)……………大宰大式從四位下老之子也。 10・2・4条
- 97 參議中衛大將兼式部卿從三位藤原朝臣百川……………平城朝參議正三位式部卿兼大宰帥宇合之第八子也。 10・7・9条
- 98 中納言從三位兼勅旨卿侍從勳三等藤原朝臣繩麻呂……………右大臣從一位豐成之第四子也。 10・12・13条
- 99 正三位河内女王……………(正四位下相当)淨広志高市皇子之女也。 10・12・23条
- 100 (按察使參議從四位下紀朝臣広純)……………大納言兼中務卿正三位麻呂之孫。左衛士督從四位下宇美之子也。 11・3・22条
- 101 前大納言正二位文室真人邑珍……………二品長親王之第七子也。 11・11・28条

- 102 三品能登内親王……………天皇之女也。 天応 1・2・17条
- 103 尚侍兼尚蔵正三位大野朝臣仲仵……………從三位東人之女也。 // 1・3・10条
- 104 參議從四位上藤原朝臣乙繩……………右大臣從一位豐成之第三子也。 // 1・6・6条
- 105 大納言正三位兼式部卿石上大朝臣宅嗣……………左大臣從一位麻呂之孫。中納言從三位弟麻呂之子也。 // 1・6・24条
- 106 三品種田親王……………天宗高紹天皇之第三皇子也。 // 1・12・17条
- 107 參議從三位中宮大夫兼衛門督大伴宿祢伯麻呂……………祖馬來田贈内大紫(正三位相當)。父道足平城朝參議正四位下。 延曆 1・2・3条
- 108 尚侍從二位藤原朝臣百能……………兵部卿從三位麻呂之女也。 // 1・4・17条
- 109 右大臣從二位兼行近衛大將皇太子傳藤原朝臣田麻呂……………參議式部卿兼大宰帥正三位宇合之第五子也。 // 2・3・19条
- 110 大宰帥正二位藤原朝臣魚名……………贈正一位太政大臣房前之第五子也。 // 2・7・25条
- 111 參議中宮大夫從四位上紀朝臣家守……………大納言兼中務卿正三位麻呂之孫。大宰大貳正四位下男人之子也。 // 3・4・19条
- 112 尚蔵兼尚侍從三位阿倍朝臣古美奈……………中務大輔從五位上粳虫之女也。 // 3・10・28条
- 113 參議兵部卿從三位兼侍從下總守藤原朝臣家依……………贈太政大臣正一位永手之第一子也。 // 4・6・20条
- 114 刑部卿從四位下兼因幡守淡海真人三船……………大友親王之曾孫也。祖葛野王正四位上式部卿。父池辺王從五位上内匠頭。 // 4・7・17条

- 115 中納言從三位大伴宿祢家持……………祖父大納言贈從二位安麻呂。父大納言從二位旅人。延曆4・8・28条
- 116 (中納言正三位兼式部卿藤原朝臣種繼)……………參議式部卿兼大宰帥正三位宇合之孫也。〃 4・9・24条
- 117 左京大夫從三位兼右衛士督下總守坂上大宿祢苅田麻呂……………正四位上犬養之子也。〃 5・1・7条
- 118 尚縫從三位藤原朝臣諸姉……………內大臣從一位良繼之女也。〃 5・6・29条
- 119 夫人從三位藤原朝臣旅子……………贈右大臣從二位藤原朝臣百川之女也。〃 7・5・4条
- 120 中納言從三位兼兵部卿皇后宮左京大夫大和守石川朝臣名足……………御史大夫正三位年足之子也。〃 7・6・10条
- 121 前右大臣正二位大中臣朝臣清麻呂……………曾祖国子小治田朝小德冠^(從四位相當)。父意美麻呂中納言正四位上。〃 7・7・28条
- 122 參議宮內卿正四位下兼神祇伯大中臣朝臣子老……………右大臣正二位清麻呂之第二子也。〃 8・1・25条
- 123 右大臣從二位兼中衛大將藤原朝臣是公……………贈太政大臣正一位武智麻呂之孫。參議兵部卿從三位乙麻呂之第一子也。〃 8・9・19条
- 124 散位從三位高倉朝臣福信……………其祖福德屬唐將李勣拔平壤城。來歸國家。(中略)福信即福德之孫也。〃 8・10・17条
- 125 參議兵部卿從三位多治比真人長野……………大納言從一位池守之孫。散位從四位下家主之子也。〃 8・12・22条
- 126 皇太后(高野朝臣新笠)……………贈正一位乙繼之女也。(中略)后先出自百濟武寧王之子純陁太子。(中略)其百濟遠祖都慕王者。河伯之女感日精而所生。皇太后即其後也。〃 8・12・28条
- 127 大宰員外帥從三位藤原朝臣浜成……………贈太政大臣正一位不比等之孫。兵部卿從三位麻呂之子也。〃 9・2・18条
- 128 皇后(藤原朝臣乙牟漏)……………內大臣贈從一位良繼之女也。〃 9・閏3・28条
- 129 正五位上坂上大宿祢又子……………故左京大夫從三位苅田麻呂之女也。〃 9・7・21条

130 散位正三位佐伯宿祢今毛人……………右衛士督從五位下人足之子也。

延曆9・10・3条

これら一三〇事例にみる薨卒当事者をば、[A]皇(太)后、[B]皇子(女)・(内)親王、[C](女)王、[D]太政大臣、左・右大臣等(一・二位クラス)、[E]大・中納言等(三位クラス)、[F]皇太子傳・八省卿・彈正尹・左右大弁等(四位クラス)、[G]大宰大(小)式等(五位クラス)、[H]僧侶、といった分類基準に拠って整理すると共に、その類別事例数の多い順に列挙すると、次のようになる(括弧内百分率は、合計事例数)。

[E]類……………	10	13	14	15	16	20	22	24	28	31	35	36	37	39	41	44	49	50	51	59	62	64	65	66	67	68	69	70	76	77	85	89	91	92	95	97	98	103	105	107	112	113	115	116	117			
	118	119	120	124	125	127	130	の五二事例(四〇・〇〇%)																																								
[B]類……………	1	2	3	5	8	9	12	17	18	19	25	27	32	33	34	40	43	45	52	58	84	86	94	102	106	の二五事例(約一九・二三%)																						
[D]類……………	6	7	21	23	29	30	38	54	56	57	60	71	75	82	83	90	93	101	108	109	110	121	123	の二三事例(約一七・六九%)																								
[C]類……………	26	46	47	48	53	55	73	74	78	79	88	99	の一二事例(約九・二三%)																																			
[F]類……………	11	63	72	80	81	87	100	104	111	114	122	の一一事例(約八・四六%)																																				
[A]類……………	61	126	128	の三事例(約二・三二%)																																												
[G]類……………	42	96	129	の三事例(約二・三二%)																																												
[H]類……………	4の一事例(約〇・七七%)																																															

〈このうち2647の二例が二位の王、自余の一〇例が全て三位の(女)王である。〉

これによれば、[E]類が最も多く、以下、[B][D][C][F][A][G] (但し、[A][G]は共に同事例数) [H]の各類の順につづき、[H]類が最も少ないことが分かる。

凡そ、尊貴者たる[A][B][C]の三類は別として、実際の叙位・任官者数の点では、[F]類や[G]類に所属する者たちの方が、[D]類や[E]類に所属する者たちよりも遙かに多い筈である。然るに、同書の薨卒記事所見の「父方直系尊属者記述」事例

数においては、上述したところと異なり、D類やE類に所属する者たちの方が、F類やG類に所属する者たちよりも格段に多いのである。これは、G類の事例数がF類のそれよりも遙かに尠なくなっていることと同様に、同書の薨卒記事における「父方直系尊属者記述」事例のあり様が、D類やE類などという位階・官職の高い者（但し、これら両類の事例類のそのの方が、D類のそれよりも遙かに多載されていると言えらる。）を殊更重視して、之を入念に取り上げるべく試みられていることに因るものと思われる。

尚、H類が、他余のA～G類に比して、その所属事例数を尠なくしていることそれ自体は、その性格・内容からして、寧ろ自然な様態と見做しえよう。

次に、上述したところと異なり、同書所載の薨卒記事において、薨卒当事者の「父方直系尊属者記述」を有たぬ（以下、これを「無父方直系尊属者記述」と仮称する。）事例の全てを掲記し、以てこれに検討を加えてみよう。

- | | | | |
|-------------------------------------|-------------|----------------|--------------|
| ①直広参田中朝臣足麿 <small>（正五位下相当）</small> | 文武 2・6・29 条 | ⑪右大臣従二位阿倍朝臣御主人 | 大宝 3・閏 4・1 条 |
| ②勤大弍山代小田 <small>（正六位下相当）</small> | 〃 2・12・30 条 | ⑫従五位下民忌寸大火 | 〃 3・7・23 条 |
| ③浄広参坂合部女王 <small>（正五位下相当）</small> | 〃 3・1・28 条 | ⑬正六位上高田首新家 | 〃 3・7・23 条 |
| ④浄広参日向王 <small>（正五位下相当）</small> | 〃 3・6・23 条 | ⑭正四位下豊国女王 | 慶雲 2・3・7 条 |
| ⑤浄大肆春日王 <small>（従五位上相当）</small> | 〃 3・6・27 条 | ⑮正四位上葛野王 | 〃 2・12・20 条 |
| ⑥新羅大使薩湊金所毛 | 大宝 1・1・14 条 | ⑯従四位下与射女王 | 〃 3・6・24 条 |
| ⑦直広志原大養宿祢大侶 <small>（正四位下相当）</small> | 〃 1・1・29 条 | ⑰（文武）天皇 | 〃 4・6・15 条 |
| ⑧正五位上忌部宿祢色布知 | 〃 1・6・2 条 | ⑱従四位下文忌寸祢麻呂 | 〃 4・10・24 条 |
| ⑨従四位下路真人登美 | 〃 2・10・1 条 | ⑲弹正尹従四位下衣縫王 | 〃 4・11・24 条 |
| ⑩（持統）太上天皇 | 〃 2・12・22 条 | ⑳従四位下柿本朝臣佐留 | 和銅 1・4・20 条 |

- ① 從四位下美弩王 和銅1・5・30条
- ② 從四位下上毛野朝臣男足 // 2・4・16条
- ③ 散位正四位下犬上王 // 2・6・28条
- ④ 式部卿大將軍正四位下下毛野朝臣古曆 // 2・12・20条
- ⑤ 散位從四位下高橋朝臣笠間 // 3・1・11条
- ⑥ 大宰大貳從四位上巨勢朝臣多益須 // 3・6・2条
- ⑦ 正五位上黃文連大伴 // 3・10・14条
- ⑧ 從四位下土師宿祢馬手 // 4・2・26条
- ⑨ 宮内卿從四位下多治比真人水守 // 4・4・15条
- ⑩ 從四位上当麻真人智得 // 4・5・11条
- ⑪ 中納言正四位上兼神祇伯中臣朝臣意美曆 // 4・閏6・22条
- ⑫ 尾張国守從四位下勳四等佐伯宿祢大麻呂 // 4・7・9条
- ⑬ 從四位上息長真人老 // 5・10・20条
- ⑭ 從四位下伊福部女王 // 6・1・12条
- ⑮ 造宮卿從四位下大伴宿祢手拍 // 6・9・17条
- ⑯ 散位從四位下猪名真人石前 // 7・1・11条
- ⑰ 兵部卿從四位上大神朝臣安麻呂 和銅7・1・27条
- ⑱ 從四位下当麻真人桜井 靈龜1・2・14条
- ⑲ 散位從四位上竹田王 // 1・3・15条
- ⑳ 從四位下阿倍朝臣介間 // 2・7・27条
- ㉑ 從四位下佐伯宿祢百足 養老2・4・1条
- ㉒ 筑後守正五位下道君首名 // 2・4・11条
- ㉓ 從四位上石上朝臣豐庭 // 2・5・30条
- ㉔ 正四位下安八万王 // 3・1・16条
- ㉕ 正三位粟田朝臣真人 // 3・2・5条
- ㉖ 從四位上平群女王 // 3・6・13条
- ㉗ 從四位下但馬女王 // 3・6・19条
- ㉘ 大宰大貳正四位下路真人大人 // 3・7・18条
- ㉙ 散位從四位上忌部宿祢子人 // 3・閏7・15条
- ㉚ (元明) 太上天皇 // 5・12・7条
- ㉛ 散位正四位下広湍王 // 6・1・28条
- ㉜ 散位從四位下佐伯宿祢麻呂 // 7・3・14条
- ㉝ 民部卿從四位下太朝臣安麻呂 // 7・7・7条
- ㉞ 散位從四位下山前王 // 7・12・20条

⑤⑤ 造宮卿從四位下縣犬養宿祢筑紫	神龜 1・4・18 条	② 散位正四位下長田王	天平 9・6・18 条
⑤⑥ 夫人正三位石川朝臣大薙比売	〃 1・7・13 条	③ 散位從四位下大野王	〃 9・7・5 条
⑤⑦ 兵部卿正四位下阿倍朝臣首名	〃 4・2・13 条	④ 散位從四位下百濟王郎虞	〃 9・7・17 条
⑤⑧ 散位從四位下上道王	〃 4・4・3 条	⑤ 中宮大夫兼右兵衛率正四位下橘宿祢	
⑤⑨ 從四位下河内王	〃 5・7・19 条	佐為	〃 9・8・1 条
⑥⑩ (基王) 皇太子	〃 5・9・13 条	⑥ 武藏守從四位下粟田朝臣人上	〃 10・6・1 条
⑥⑪ 僧正義淵	〃 5・10・20 条	⑦ 大宰大貳正四位下紀朝臣男人	〃 10・10・30 条
⑥⑫ 正四位上六人部王	天平 1・1・11 条	⑧ 從四位下小野朝臣牛養	〃 11・10・5 条
⑥⑬ 彈正尹從四位下酒部王	〃 2・10・25 条	⑨ 參議左京大夫從四位下縣犬養宿祢石次	〃 14・10・14 条
⑥⑭ 散位從四位下日下部宿祢老	〃 4・3・22 条	⑩ 正四位下大原真人高安	〃 14・12・19 条
⑥⑮ 内命婦正三位縣犬養宿祢三千代	〃 5・1・11 条	⑪ 律師道慈法師	〃 16・10・2 条
⑥⑯ 散位從四位下百濟王遠宝	〃 6・3・11 条	⑫ 散位從四位下三室王	〃 17・4・7 条
⑥⑰ 正四位上賀茂朝臣比売	〃 7・11・8 条	⑬ 大藏卿從四位上大原真人門部	〃 17・4・23 条
⑥⑱ 宮内卿從四位下高田王	〃 7・閏 11・8 条	⑭ 散位正四位下春日王	〃 17・4・28 条
⑥⑲ (遣新羅) 大使從五位下阿倍朝臣		⑮ 典侍從四位上大宅朝臣諸姉	〃 17・7・23 条
繼麻呂	〃 9・1・27 条	⑯ 散位從四位下中臣朝臣名代	〃 17・9・19 条
⑦⑰ 散位從四位下大宅朝臣大國	〃 9・6・10 条	⑰ 僧玄昉	〃 18・6・18 条
⑦⑱ 大宰大貳從四位下小野朝臣老	〃 9・6・11 条	⑱ 從四位下石川朝臣加美	〃 19・3・11 条

- 89 長門国守從四位下秦忌寸嶋麻呂 天平19・6・4条
 90 (元正) 太上天皇 // 20・4・21条
 91 大僧正行基和尚 天平勝宝1・2・2条
 92 左大舍人頭從四位下高丘王 // 1・3・3条
 93 從四位下尾張宿祢小倉 // 1・8・14条
 94 左衛士督正四位下佐伯宿祢淨麻呂 // 2・11・4条
 95 中務大輔從四位下安倍朝臣虫麻呂 // 4・3・17条
 96 從四位上平群朝臣広成 // 5・1・28条
 97 散位從四位下紀朝臣清人 // 5・7・11条
 98 散位從四位下紀朝臣宇美 // 5・10・5条
 99 (宮子) 太皇太后 // 6・7・19条
 100 (聖武) 太上天皇 // 8・5・2条
 101 正四位上春日女王 // 8・5・6条
 102 中務卿正四位下阿倍朝臣佐美麿 天平宝字2・4・20条
 103 中宮大夫從四位下佐味朝臣虫麻呂 // 3・10・19条
 104 散位從四位下大伴宿祢麻呂 // 3・12・7条
 105 散位從四位下多治比真人家主 // 4・3・2条
 106 大膳大夫從四位下御使王 // 4・5・7条
 107 命婦從四位下縣犬養宿祢八重 天平宝字4・5・7条
 108 命婦從三位曾祢連伊賀牟志 // 5・9・4条
 109 散位從四位下榎本王 // 6・6・21条
 110 (渤海) 大使從五位下高麗朝臣大山 // 6・10・1条
 111 讚岐守從四位下大伴宿祢犬養 // 6・10・9条
 112 大和上鑿真 // 7・5・6条
 113 義部卿從四位下安都王 // 7・5・27条
 114 上総守從四位下阿倍朝臣子嶋 // 8・1・24条
 115 武蔵守從四位下石川朝臣名人 // 8・3・9条
 116 正三位粟田女王 // 8・5・4条
 117 淡路公(淳仁天皇) 天平神護1・10・22条
 118 散事從三位神社女王 // 2・8・22条
 119 散位從四位下粟田朝臣奈勢麻呂 神護景雲1・8・29条
 120 備前国々造從四位下上道朝臣正道 // 1・9・23条
 121 從四位下勲四等竹宿祢乙女 // 3・2・15条
 122 散事從四位下牟漏采女熊野直広浜 // 3・4・6条
 123 左京大夫從四位下勲四等小野朝臣竹良 // 3・5・8条

- ⑫₄ 右京大夫從四位下勳四等百濟朝臣
足人
宝龜1・5・12条
- ⑫₅ (称徳) 天皇
" 1・8・4条
- ⑫₆ 参議治部卿從四位上多治比真人土作
" 2・6・10条
- ⑫₇ 散位從四位下下毛野朝臣稻麻呂
" 2・11・30条
- ⑫₈ 造薬師寺別当道鏡
" 3・4・7条
- ⑫₉ 参議從四位上阿倍朝臣毛人
" 3・11・17条
- ⑬₀ 渤海副使正四位下慕昌祿
" 4・2・20条
- ⑬₁ 散位從四位下勳二等日下部宿祢子麿
" 4・5・17条
- ⑬₂ 造西大寺次官從四位下勳六等津連秋主
" 4・閏11・15条
- ⑬₃ 散位從四位下百濟王元忠
" 4・閏11・23条
- ⑬₄ 僧正良弁
" 4・閏11・24条
- ⑬₅ 尚蔵從三位吉備朝臣由利
" 5・1・2条
- ⑬₆ 但馬守從四位下安倍朝臣息道
" 5・3・4条
- ⑬₇ 散位從四位下大伴宿祢御依
" 5・5・25条
- ⑬₈ 尚膳從三位藤原朝臣家子
" 5・7・21条
- ⑬₉ 上総守從四位下桑原王
" 5・8・18条
- ⑭₀ 井上内親王
宝龜6・4・27条
- ⑭₁ 他戸王
" 6・4・27条
- ⑭₂ 從四位上陰陽頭兼安芸守大津連大浦
" 6・5・17条
- ⑭₃ 散事從四位下佐味朝臣宮
" 7・5・13条
- ⑭₄ 右京大夫從四位下百濟王理伯
" 7・6・16条
- ⑭₅ 從四位下置始女王
" 7・7・2条
- ⑭₆ 参議正四位上陸奥按察使兼鎮守將軍勳三等
大伴宿祢駿河麻呂
" 7・7・7条
- ⑭₇ 散位從四位下豐野真人出雲
" 8・4・26条
- ⑭₈ 典侍從三位飯高宿祢諸高
" 8・5・28条
- ⑭₉ 参議從四位下美濃守紀朝臣広庭
" 8・6・12条
- ⑮₀ 右大弁正四位下田中朝臣多太麻呂
" 9・1・11条
- ⑮₁ 侍從從四位下奈貴王
" 9・2・8条
- ⑮₂ 散位從四位下佐伯宿祢助
" 9・11・4条
- ⑮₃ 散事正四位上伊福部女王
" 9・11・15条
- ⑮₄ 散位從四位下佐伯宿祢三野
" 10・2・6条
- ⑮₅ 散事正四位下紀朝臣形名
" 10・4・28条
- ⑮₆ 前学生阿倍朝臣仲麻呂
" 10・5・26条

⑮ 散位從四位下久米連若女 宝龜11・6・26条

⑯ 散位從四位上鴨王 // 11・7・9条

⑰ 典侍從四位下多可連淨日 // 11・10・24条

⑱ 典藏從四位下為奈真人玉足 天応1・7・27条

⑲ (光仁) 太上天皇 // 1・12・23条

⑳ 散事從四位下福当女王 延曆1・5・15条

㉑ 從四位下飛鳥田女王 // 1・6・9条

㉒ 散事從四位下多治比真人若日 // 1・6・17条

㉓ 散事正四位下巨勢朝臣巨勢野 // 1・12・18条

㉔ 正四位上道嶋宿祢嶋足 // 2・1・8条

㉕ 散事從四位下石川朝臣毛比 // 2・8・16条

㉖ 左京大夫正四位下藤原朝臣鷹取 // 3・5・10条

㉗ 散位頭從四位下百濟王利善 // 3・5・24条

㉘ 中務大輔從四位下豐野真人奄智 // 3・6・5条

㉙ 宮内卿正四位上石川朝臣垣守 // 5・5・5条

㉚ 散事從四位上飽波女王 // 6・3・15条

㉛ 武藏国足立郡采女掌侍兼典掃從四位下武藏 宿祢家刀自 // 6・4・11条

⑳ 左中弁兼河内守從四位下巨勢朝臣苗麻呂

延曆6・閏5・27条

㉑ 右衛士督從四位下兼皇子宫亮丹波守勲十一

等笠朝臣名末呂 // 6・10・25条

㉒ 木工頭正四位下伊勢朝臣老人 // 8・4・8条

㉓ 征東副將軍民部少輔兼下野守從五位下勲八

等佐伯宿祢葛城 // 8・5・26条

㉔ 尚掃從四位上美作女王 // 8・7・7条

㉕ 散事正四位下藤原朝臣春蓮 // 8・7・7条

㉖ 命婦正四位上藤原朝臣教貴 // 8・7・25条

㉗ 命婦從四位下大原真人室子 // 8・10・29条

㉘ 從四位上清橋女王 // 9・閏3・1条

㉙ 大藏卿從四位上石川朝臣豐人 // 9・5・3条

㉚ 右京大夫從四位下藤原朝臣菅繼 // 10・5・20条

㉛ 左中弁從四位下百濟王仁貞 // 10・7・29条

㉜ 大藏卿從四位上佐伯宿祢真守 // 10・11・3条

これら「無父方直系尊属者記述」一八六事例の薨卒当事者をば、既述の「有父方直系尊属者記述」一三〇事例の場合に略々同様の基準を以て、これを分類整理し、その類別事例数の多い順に列記すると、次のようになる（括弧内百分率は、合計事例数一八六に占めるものである。）。

- 〔F〕類……………⑦⑨⑱⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- 〔C〕類……………③④⑤⑬⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- 四二事例（二二・五八％）
 〆このうち⑮⑯は三位の女王、⑳は四位の王、㉑④⑤は五位相当の（女王）王。
- 〔G〕類……………①⑧⑫⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- 〔E〕類……………④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- 〔H〕類……………⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- 〔A〕類……………⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- 〔B〕類……………⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- 〔D〕類……………⑪の一事例（〇・五四％）

その他……………天皇（⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）、六位クラス（②③の二事例 \wedge 一・〇八％ \vee ）、新羅大使（⑥の一事例 \wedge 〇・五四％ \vee ）、入唐留学生（⑭の一事例 \wedge 〇・五四％ \vee ）、の二事例（六・四五％）

上掲一八六事例について、その他の二二事例を除き、既述の「有父方直系尊属者記述」事例（以下、これを「有記述事例」と仮略称する。）の場合と同様に、〔A〕類 \searrow 〔H〕類によって各々の事例数の多寡をみると、〔F〕類が圧倒的に多く、以下、〔C〕 \downarrow 〔G〕 \downarrow 〔E〕 \downarrow 〔H〕

↓
B) ↓ D) (E)Hの各、(A)Bの各)の各の順につづいて、D)類が最も少ないことが分かる。而してこれらから、件の

「無父方直系尊属者記述」事例(以下、これを「無記述事例」と仮略称する。)と、先述の「有記述事例」とを較べてみると、諸種の点で著しく異なっていることを知りうる。即ち「無記述事例」では、F)C)G)E)H)、取り分け、F)C)の各事例数が多く、(A)B)D)、取り分け、D)類の事例数が少ない。これに対して「有記述事例」では、E)B)D)C)、取り分け、E)B)の各事例数が多く、F)A)G)H)、取り分け、G)H)の各事例数が少ないことである。つまり、「無記述事例」数において最上位を占めるF)C)の各類が「有記述事例」数においては、C) ↓ F)の順を以て中位を占め、やはり「無記述事例」数において最下位を占めるB)D)の各類が「有記述事例」数においては、最上位近くに位置している。また、「有記述事例」数において、最上位を占めるE)B)の各類が「無記述事例」数においては、中位ないし下位を占め、やはり「有記述事例」数において最下位を占めるG)H)の各類が「無記述事例」数においては、略々中位に位置している、というように、前掲の「有記述事例」のあり様と、後掲の「無記述事例」のそれとの間には、かなり鮮明な差異が看取され、この意味では、それら両者の薨卒当事者、即ち「有記述事例」「無記述事例」両者のそれは、各々対照的な関係にあるとさえ言えよう。

そこで、こうした「有記述事例」と「無記述事例」との間に認知される叙上の如き差異について、既述の(A) ↓ (H)及びその他なる分類基準を基本とし、それにさらに、後述の便宜をも勘案して作成した第二表に拠りつゝ、いま尠しく考察を深めてみようと思う。

三

まず、後掲第二表の示すイ ↓ チなる各別毎の「有記述事例」と「無記述事例」との百分比において、可成りあるいは極端なひらきのあることに注目したい。而してこうした「有記述事例」と「無記述事例」との百分比におけるひらき

第二表

各 類 別	「有記述事例」	「無記述事例」	合 計
イ (太上)天皇・(太)皇(太)后	3 (23.1%)	10 (76.9%)	13
ロ 皇(太)子(女)・(内)親王	25 (92.6%)	2 (7.4%)	27
ハ 一・二位クラス	25 (96.2%)	1 (3.8%)	26
ニ 三位クラス	62 (87.3%)	9 (12.7%)	71
ホ 四位クラス	11 (7.2%)	142 (92.8%)	153
ヘ 五位クラス	3 (21.4%)	11 (78.6%)	14
ト 僧 侶	1 (12.5%)	7 (87.5%)	8
チ その他		4 (100%)	4
合 計	130	186	316

〔備考〕 各類別毎の「有記述事例」「無記述事例」双者が共に所見され、これら双者のうち、事例僅少の方が、その特殊性故を以て本論において後述されるので、ここでは念のため、それら双者のうち、前者より後者の方が卓越する類別イ・ホ・ヘ・トの場合について、各々の、前掲列举番号を記しておく。

イ……………⑩、⑰、⑤⑩、⑨⑩、⑨⑨、⑩⑩、⑪⑩、⑫⑩、⑭⑩、⑯⑩の10例、

ホ……………⑦、⑨、⑭～⑰、⑱～⑳、㉑～㉒、㉓、㉔、㉕、㉖～㉗、㉘～㉙、㉚～㉛、㉜～㉝、㉞～㉟、㊱～㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺～㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、①～②、③～④、⑤～⑥、⑦～⑧、⑨～⑩、⑪～⑫、⑬～⑭、⑮～⑯、⑰～⑱、⑲～⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖～㉗、㉘～㉙、㉚～㉛、㉜～㉝、㉞～㉟、㊱～㊲、㊳～㊴、㊵～㊶、㊷～㊸、㊹～㊺、㊻～㊼、㊽～㊾、㊿の142例、

ヘ……………①、③～⑤、⑧、⑫、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖の11例、

ト……………⑥①、⑥②、⑥③、⑥④、⑥⑤、⑥⑥、⑥⑦の7例、

なお、各類別毎の「有記述事例」「無記述事例」両欄の百分比は、各類別合計に占めるものである。

が極端なものであればあるほど、それら「有記述事例」と「無記述事例」のうち、百分比の極めて低い、特殊例外的な稀少事例ともいふべきものを個分的に検討することによって、多分に同書の史書としての性格や、その編纂事情、等の一斑を照射しうるように思うのである。こうした観点から、次下に類別イより順次考察を加えてゆくこととする。

類別イ

「有記述事例」の光明皇后(61)、高野朝臣新笠(126)、藤原朝臣乙牟漏(128)の三事例が、これに該当する。同書の叙述対象範囲たる文武元年より延暦十年までの歴代皇帝たる文武・元明・元正・聖武・孝謙・淳仁・称徳(孝謙重祚)・光仁・桓武の九帝八者中、男帝たる文武・聖武・淳仁・光仁・桓武五帝の皇后(但し、文武・淳仁両帝には、皇后なし)にして、且つ登極者の生母は光明皇后(聖武帝皇后にして孝謙帝の生母)・藤原朝臣乙牟漏(桓武帝皇后にして平城・嵯峨両帝の生母) 両者あるのみである。

周知の如く光仁帝皇后井上内親王(父帝は聖武、生母は皇太子)は、その所生子他戸親王(実は光仁)と共に「坐・巫蠱・廢(同書宝龜3・3・2条)」せられたという。これがために井上内親王は、上述の光明皇后や藤原朝臣乙牟漏の例に相違して「無記述事例」(14)の様態が採られていると思料されるのである。

尚、高野朝臣新笠(126)は、後に類別ホの(72)や(87)等の項でも関説するが、同書の編纂主宰者にして、その完成奏上時の当今帝たる桓武の生母に外ならず、斯様な点を考按するならば、彼女が上記の光明皇后や藤原朝臣乙牟漏杯と並肩して「有記述事例」とされていることも、自づと領解しえよう。

類別ロ

「無記述事例」の(基王)皇太子(60)と他戸王(14)の二事例が、これに該当する。説明の便宜上、後者の他戸王より先に述べる。彼の場合、既述の類別イにおいて若干触れたように、宝龜三年三月二日以前までは、確かに光仁帝皇太子で、親王号を有する程の待遇を受けていた。併しその後、彼は、その生母たる皇后井上内親王と共に廢せられてし

まったという。これによって件の皇子が「他戸王」と書かれたのみか、類別口に属する諸他の事例に相違して「無記述事例」の様態が採られるに至ったとみられるのである。

つぎに前者の（基王）皇太子の場合はどうか。彼は、当今帝聖武の皇太子であるから、わざわざ天皇之子、或いは天皇之第○子（○印部分に数字が入る）、更に或いは天皇之長子・次子などと誌されることもなかった、というよりも、そう誌される必要がなかったとも考えられるが、類別口に属する諸他の事例、例えば、「安積親王……天皇之皇子也」（45）や「三品能登内親王……天皇之女也」（102）などのように、各当今帝の皇子・皇女を誌すに「天皇之皇子（女）」とあることか
らすれば、ここに問題とする基王（60）が、単に「皇太子」とされているのは、記述があまりにも簡略にすぎる嫌いなしとしないのである。而して件の基王の薨去を誌すに、上述した如く簡略にすぎるかに思われる程に留められているのは、件の簡略な記述内容と、これに後続する後述の「光明子の立太子」に係わる詳細な記述内容との間において、後者が前者によって将来されたもの、別言すれば、後者の果が前者の因によって齎らされたことをなるべく悟られぬよう、或いはそう印象づけられぬようにするための、編纂者の配慮に因るもの、とも考えられよう。

これについては、問題の（基王）皇太子の薨じた天平元年に、聖武帝に皇子（安積親王入生母は皇大養宿祿広刀自、井上内親王の同母弟）が授かり、件の皇子が近い将来において立太子する可能性のあることを痛感し、これを懸念した藤原氏は、敢えて令制の原則を破って非皇胤者たる夫人光明子の立后を実現させんと尽力したという歴史の通説（岸俊男氏「光明立后の史的意義」『ヒストリア』二〇号）と、前述したように、藤原氏が敢えて令制の原則を破ってまでも、夫人光明子の立后実現にやっきとなっていたことを同書が可成り詳密に記述していることを重ね合わせて考えてみる必要がある。そしてこうした考え方によって基王薨去の簡略にすぎない記述に意図されている事柄の内実を、はじめてよりよく理會しうるように思うのである。

「無記述事例」の右大臣従二位阿倍朝臣御主人(⑪)の一事例のみが、これに該当する。一体に、類別ハに属する氏族名ないし個人名を事例登場順に列記すると、「有記述事例」の場合、①多治比真人氏(729の二例)、②石上朝臣氏(21の一例)、③藤原朝臣氏(23 38 60 71 75 83 93 108 109 110 123の一一例)、④長屋王(26)、⑤大伴宿祢氏(630の二例)、⑥鈴鹿王(47)、⑦巨勢朝臣氏(54の一例)、⑧橘朝臣氏(56の一例)、⑨広岡朝臣氏(57の一例)、⑩文室真人氏(821の二例)、⑪吉備朝臣氏(90の一例)、⑫大中臣朝臣氏(121の一例)、となり、それに先記の「無記述事例」の⑬阿倍朝臣氏(⑪の一例)の合計一三例に集約できる。更にこのうち、④⑥は共に天武皇子高市の子であり、⑧は敏達天皇六世孫にして美努王の子であり、⑨は件の美努王の孫であるから、これら⑧⑨は共に上記の④⑥と同様に、皇胤氏族であると言える。この点で、①の7が宣化帝の玄孫、29が同帝の来孫、②の821が共に天武皇子長の子達であるから、やはり、これら①②③の場合も、上記の⑧⑨と同様に、皇胤氏族ということになる。以上の共通理由により、一応、①②③にあって、①④⑥⑧⑨②の六事例が「無記述事例」でなく「有記述事例」とされた所以についての見通しをつけよう。それでは、残余の事例、すなわち③⑤⑦③③③の七事例については、如何ように考えうるかというに、凡そ史書の編纂、中に就き、ここに取り上げている『続日本紀』の如き国史編纂物には、その編纂時の政治世界における諸氏族の存在、殊に有勢氏族のそれが、略々そのままに、或いは、より拡大化されたり、場合によっては、より矮小化されたりして反映されている、と見做して先ず大過ないので、こうした意味から、同書の編纂主宰者であり、且つ推進者でもあった光仁・桓武両帝の各治政下における廟堂の主要構成メンバーの実態と、問題の上記③③⑤⑦③③③に係わる諸氏族との相関関係について注目してみたいのである。試みに、それら諸氏族が参議以上の顯官を台閣に送り出しているか否か、送り出しているとすれば、その程度如何につき、仔細に検証してみることにしよう。

第三表により、それら諸氏族を個別的にみると、①の石上朝臣氏は、光仁・桓武両朝とも大納言を一名づつ

第三表

時代 官職 氏族	光仁朝						桓武朝				
	左	右	内	大	中	参	左	右	大	中	参
㊦ 石上朝臣氏				宅嗣					宅嗣		
㊧ 藤原朝臣氏	永手		良繼 魚名		宿奈 繩磨 田磨 繼繩	清河 百川 楓磨 浜成 藏下 是磨 家公 乙依 小黒繩 磨	魚名 田磨 是公 繼繩		小黒磨	種繼	浜成 家乙 雄内 真乙
㊨ 大伴宿祢氏						駿河磨 伯磨 家持				家持	伯磨 潔足
㊩ 巨勢朝臣氏											
㊪ 吉備朝臣氏		真吉備									
㊫ 大中臣朝臣氏		清磨						清磨			子老 諸魚
㊬ 阿倍朝臣氏						毛人					
石川朝臣氏					豊成	名足				名足	真守
文室真人氏				大市							
多治比真人氏						土作					長野
紀朝臣氏						広庭			船守 古佐美		家守 梶長
皇親氏						神王			神王	壹志濃王	
佐伯宿祢氏											今毛人
和朝臣氏											家磨

〔備考〕官職欄の、左は左大臣、右は右大臣、内は内大臣、大は大納言、中は中納言、参は参議を各々示す。
同一人物のそれら各官職への補任は、極官のみを記した。同一欄中の複数記載は、当該官職への補任順によるものである。

(実(は)同一(者)の宅嗣) 出している。③の藤原朝臣氏は、光仁・桓武両朝ともに各々左大臣(光仁朝は永手の一名、桓武朝は魚名・田磨の一名)を筆頭に、他氏族

に比して参議以上の頭官をより多く輩出している。即ち光仁朝では内大臣二名(良繼・魚名)、中納言四名(宿奈磨・繩磨・田磨・繼繩の四名)、

参議九名(清河・百川・楓磨・浜成・威下磨・是公・家依・乙繩・小黒磨の九名)である。桓武朝では右大臣二名(是公・繼繩の二名)、大納言一名(小黒磨の一名)、中納言一名

(種繼の一名)、参議七名(浜成・家依・乙繩・雄友・内磨・真友・乙敷の七名)である。⑤の大伴宿祢氏は、光仁朝の場合、参議三名(駿河磨・伯磨・家持の三名)、桓武朝の

場合、中納言一名(家持の一名)、参議二名(伯磨・潔の二名)である。⑦の巨勢朝臣氏は、光仁・桓武両朝において参議以上の頭官

を一名も出していない。②の吉備朝臣氏について、光仁・桓武両朝においては、光仁朝にのみ右大臣一名(真古備の一名)を

出しただけで、桓武朝には参議以上の大官を台閣に送っていない。③の大中臣朝臣氏は、光仁・桓武両朝においては

共に右大臣を一名づつ(実(は)同一(者)の清磨の一名)と、桓武朝にのみ参議二名(子老・諸魚の二名)を出している。そして④の阿倍朝臣氏は、光仁・

桓武両朝においては、光仁朝にのみ参議一名(毛人の一名)を出している。

以上により、これら七氏族の殆どは、光仁・桓武両朝の頃おおいに、それなりに台閣に大官を送り出していることより

して、それら氏族が当時の政界に可成りの権勢を有していたことが考えられる訳である。その強弱・大小の程度につい

ては、③の藤原朝臣氏の強勢さは別格としても、それに引き替え、それら七氏族の中では、⑦の巨勢朝臣氏と④の阿

倍朝臣氏の二氏族、取り分け、⑦の巨勢朝臣氏が、政治社会での権勢面において劣弱で、やゝ見劣りのする存在であつ

たことは否めない。而してこうしたことが大いに関わって、それら⑦の巨勢朝臣氏と④の阿倍朝臣氏以外の氏族系譜

が「無記述事例」でなく「有記述事例」の形で記載されているものとみられるのである。とすれば、それら⑦の巨勢

朝臣氏と④の阿倍朝臣氏の二氏族のうち、特に光仁・桓武両朝において参議以上の頭官を全く出していない⑦の巨勢

朝臣氏こそ「有記述事例」でなく「無記述事例」の形を以て記載されていなければならぬ筈であろう。ところが、それ

とは裏腹に、光仁・桓武両朝において、たとえ、④の阿倍朝臣氏が光仁朝にのみ参議一名を出してはいるものの、「有

「記述事例」でなく「無記述事例」の形で記載されていることを一体如何ように解釈したらよいであろうか。この点について、私は次下のように考えたい。即ち、⑦の巨勢朝臣氏は、前述したように、確かに光仁・桓武両朝の頃おいには③の阿倍朝臣氏に比して政治的権勢を有していなかったとみられるが、同氏は、その光仁・桓武両帝の直系尊属者たる天智帝の御代にあって御史大夫(大納言相当)巨勢毗登臣を出した程の名族であった。そして光仁・桓武両帝の領導する御代にあっては、その直系の祖たる天智帝の治世が大きな意義をもって回顧され、常にここが起原点乃至回帰点とされたのである。これは、こと改めて言うまでもなく、奈良朝期の諸列聖の主流が、いわゆる天武皇統であり、そしてこの皇統者たる称徳天皇より天智皇統の光仁天皇への籍替えに際し、最も関わって力のあった氏族こそ、③の藤原朝臣氏に外ならず、しかも、この氏族の元祖たるや、これ亦、天智朝内大臣の大織冠藤原鎌子(足)であってみれば、自づとそうした思考ないし認識に導かれざるをえないのではないかと思う。然るが故に、こうした観点から同書収載の左記系譜の記述様態杯も、改めて見直されねばならぬであろう(各事例末尾の括弧内数字は、既掲「有記述事例」の通番号を示す)。

。大納言正三位紀朝臣麻呂……………近江朝御史大夫贈正三位大人之子也(10)。

慶雲2・7・19条

。右大弁從三位石川朝臣宮麻呂……………近江朝大臣大紫連子之第五男也(14)。

和銅6・12・6条

。右大臣正二位藤原朝臣不比等……………近江朝内大臣大織冠鎌足之第二子也(23)。

養老4・8・3条

。左大弁從三位石川朝臣名足……………淡海朝大臣大紫連子之孫。少納言小花下安麻呂之子也(28)。

天平1・8・9条

。大納言從二位兼神祇伯造宮卿巨勢朝臣奈氏麻呂……………小治田朝小徳大海之孫。淡海朝中納言大紫比登之子也(54)。

天平勝宝5・3・30条

。(光明皇后)……………近江朝大織冠内大臣鎌足之孫。平城朝贈正一位太政大臣不比等之女也(61)。

天平宝字4・6・7条

。散位従三位紀朝臣飯麻呂……………淡海朝大納言贈正三位大人之孫。平城朝式部大輔正五位下古麻呂之長子也(66)。

天平宝字6・7・19条

。(太師正一位藤原惠美朝臣) 押勝……………近江朝内大臣藤原朝臣鎌足曾孫。平城朝贈太政大臣武智麻呂之第二子也(71)。

。内蔵頭兼大外記遠江守従四位下高丘宿祢比良麻呂……………其祖沙門詠。近江朝歳次癸亥自百濟帰化。父樂浪河内。

神護景雲2・6・28条

。正五位下大学頭(80)。

宝龜5・10・3条

。散位従四位下国中連公麻呂……………本是百濟国人也。其祖父德率国骨富。近江朝庭歳次癸亥属本蕃喪乱帰化(87)。

斯くして㊦の巨勢朝臣氏が「無記述事例」でなく「有記述事例」の形で記載され、その一方、㊧の阿倍朝臣氏が既述七氏族中、但し、実際は上記㊦の巨勢朝臣氏を除く六氏族中、光仁・桓武両朝の頃交の政治社会において最も影の薄い存在として、逆に「有記述事例」でなく「無記述事例」の形を採って記載されたものと思料されるのである。

尚、前記した皇胤者ないしは皇胤氏族としての事例①④⑥⑧⑨⑩のうち、①の多治比真人氏の場合、土作が光仁朝に、長野が桓武朝に各々参議を歴任し、⑩の文室真人氏の場合、大市が光仁朝に大納言にまで累進しており、斯うしたそれら両氏の頭官への補任歴も、既述した皇胤氏族たる事と共に、それら氏族の記載をして「無記述事例」でなく「有記述事例」の形を採らしめる一要因を成しているように思う。それは、上述の①の多治比真人土作(極位従四位上)・同長野(極位従三位) 両者のうち、長野の「有記述事例」を既掲⑩に、⑩の文室真人大市(邑珍) 〆(極位正三位) のそれを既掲⑩に、各々見ることが出来るからである。

「無記述事例」の粟田朝臣真人(45)、夫人石川朝臣大薙比売(56)、内命婦縣犬養宿祢三千代(65)、命婦曾祢連伊賀牟志(68)、粟田女王(16)、神社女王(18)、尚藏吉備朝臣由利(35)、尚膳藤原朝臣家子(38)、典侍飯高宿祢諸高(44)の九事例が、これに該当する。これらのうち、『続日本紀』或いは『日本書紀』より、その父祖の、名及び位階官職等を知りうるのは、石川朝臣大薙比売(父は左大臣大錦上△正四位相当▽蘇我赤兄(『日本書紀』天智天皇元年正月己亥朔庚子△二日▽条及び天武天皇二年二月丁巳朔癸未△廿七日▽条等参照))△56▽あるのみである。それにも拘らず、件の事例には、その父者の、名や位階官職等が記されていない。これは、事に依ると、その父蘇我臣赤兄が、天武天皇元年七月に、いわゆる壬申年事變の罪人として配流されたことを憚った為かとも考えられるが、「無記述事例」とされていることの真因が、奈辺にあるかを必ずしも定かにしえない。また、縣犬養宿祢三千代(65)の父について、『新撰姓氏録』左京皇別上では「從四位下東人」とするが、『続日本紀』や『日本書紀』には、全く件の記述を欠いている。従って上記の『新撰姓氏録』の記載も、その信憑性が問題となろう。更に粟田女王(16)や神社女王(18)が、一体如何なる皇子、或いは王に出自する者であるか、全く不明であるけれども、類別ニに属する事例中、某女王の出自を明らかにしているのは、

- (46) 正三位山形女王……………高市皇子之女也〔天武帝二世孫〕
- (48) 正三位牟漏女王……………美努王之女也〔敏達帝五世孫〕
- (74) 從三位広瀬女王……………二品那我親王之女也〔天武帝二世孫〕
- (78) 尚膳從三位小長谷女王……………三品忍壁親王之女也〔天武帝二世孫〕
- (88) 正三位円方女王……………平城朝左大臣從一位長屋王之女也〔天武帝二世孫〕
- (99) 正三位河内女王……………浄広壺高市皇子之女也〔天武帝二世孫〕

の六事例あり、この中、(48)の敏達天皇五世孫以外はみな、天武天皇の二ないし三世孫の場合であることよりすれば、

(100)の粟田女王や(101)の神社女王などは、或いは某天皇の四ないし五世孫位に位置する者であるが故に、『続日本紀』の編纂時において、編纂者たちは、既に彼女らの出自系譜、就中、その父名を確示する材料を持ち合わせていなかったともみられるが、孰れにしても、その詳細を明らかにしえない(彼女らの名は、『本朝皇胤紹運録』にも所見されない。)(102)の吉備朝臣由利なる人物は、その薨去時期が宝龜五年で、その帯する位階・官職が従三位・尚蔵であることからして、右大臣吉備朝臣真吉備(宝龜六年十月二日、享年八十三歳、公卿補任は八十二歳を以て薨去。)と極めて縁深い者であることを推測しうるのである。(103)の粟田朝臣真人は、大宝元年正月、民部尚書直大式(従四位上相当)の身分で遣唐執節使となり、「奉使絶域」ったことにより、同二年五月、朝政に参議した。時に正四位下位であったという。尔後、中納言正三位を以て薨じている。彼の場合も、その父祖名を確示する材料を、同書の編纂者たちは入手するを得なかったという事情があって、「有記述事例」でなく「無記述事例」の形を採って記載されたとみられるのである。そして斯うしたことは、類別ニに属する先記九者中、一応、上述した(96)の夫人石川朝臣大麩比売のみを除く八者に、略々共通して言えるのではないかと思う。

尚、(104)の命婦曾祢連伊賀牟志の如き中小氏族出身者、若しくは(105)の典侍飯高宿祢諸高の如き在地(伊勢国飯高郡)性の強い中小氏族出身者の場合、もともと、それら彼女らの父祖の位階・官職が相当に低いものであったとみられることからしても、同書の編纂者たちは、それら彼女らの父祖の名や位階・官職等を誌す記録資料を容易に入手し難い事情があったのではないかと思われるのである。

類別ホ

「有記述事例」の大神朝臣高市麻呂(11)、安倍朝臣嶋麻呂(63)、坂上忌寸犬養(72)、高丘宿祢比良麻呂(80)、大和宿祢長岡(81)、国中連公麻呂(87)、紀朝臣広純(100)、藤原朝臣乙繩(104)、紀朝臣家守(111)、淡海真人三船(114)、大中臣朝臣子老(122)の十一事例が、これに該当する。

さて、これら十一事例(名)について、その父者の名と位階とを記すと、次のようになる。

- (11) ……………大花上利金(正四位相当)
- (63) ……………従三位広庭
- (72) ……………外従五位下大國
- (80) ……………正五位下楽浪河内
- (81) ……………従五位上五百足
- (87) ……………記述ナシ
- (100) ……………従四位下宇美
- (104) ……………従一位豊成
- (111) ……………正四位下男人
- (114) ……………従五位上池辺王
- (122) ……………正二位清麻呂

これにより、類別ホに属する卒去当事者の父の位階は、従一位(104)から外従五位下(72)にまで及んでおり、しかも、父の名を記述しない事例(87)さへみられる。従ってこれら十一事例が「有記述事例」とされているのは、必ずしも父の位階の高低によるものでないことが知られよう。ここで注意したいのは、件の類別ホに属する十一事例のうち、

(11) の大神朝臣高市麻呂の一事例のみが、『続日本紀』の前半部(卷一、文武天皇元年八月(卷一) 孝謙天皇天平宝字二年七月)に存し、他余の一〇事例が同書の後半部(卷二、淳仁天皇天平宝字二年八月(卷四〇) 桓武天皇延暦十年十二月)に存すること。そして、件の同書の前半部には、類別ホに属する事例中、

「無記述事例」が七五例も存するのに、「有記述事例」が上述の(11)の一事例のみしか存しないということである。以

て同書の前半部における類別ホに属する「有記述事例」の(11)の特殊例外性が能く知られるのである。つまり、同書収載の類別イ、類別チに属する事例中、事例数の点で最も卓越する類別ホに属する事例(卒去記事)は、「無記述事例」の形式を以て記載されるのが基本・原則であるが、偶々、こうした基本・原則の記載体例に外れ、しかも同書の前半部にあつての唯一の、そうした言わば特殊例外事例が、件の「有記述事例」の(11)である、ということになるのである。

ところで、件の「有記述事例」の卒去当事者たる大神朝臣高市麻呂については、持統天皇が伊勢に行幸されんとした時に、それが痛く農事を妨げることであり、自らの進退を賭してそれを阻んと上表進言したという、如何にも彼の硬骨漢振りを窺わしめる記事が『日本書紀』に所見される。而してこうした事柄は、『日本書紀』上巻第廿五縁にも載録されていることより判じて、既に高市麻呂の生前から、『日本書紀』の完成奏上時は固よりのこと、『日本書紀』の撰述された頃おいに至るも尚、人口に膾炙され、世上に弘布されていたとみられるのである。また彼は、漢詩や倭歌(前者は『懷風藻』に、後者は『歌経標式』に各々その作物が収録されている。)にも秀でていた当代屈指の文化教養人でもあった。こうした彼の名声が、彼の卒去記事に特殊例外としての「有記述事例」の形式を採らしめるに至った主因ではないか、と思ふのである。

先に、『続日本紀』を前半部と後半部とに二分して考えることを述べたが、それは、それら両部分が各々奉勅撰者を異にしている(前半部は菅野朝臣真道、後半部は藤原朝臣繼縄)とところにも象徴的に示されているように、それら両部分の、各々の記事の内容面において、かなり著しい差異が認められることからの判断に拠るものであった(拙文『続日本紀』の斃卒記事に関する一試案『神道学』第六七号)。而して斯様な事柄は、ここで取り上げている類別ホに属する「有記述事例」に関してのみ眺めみるも、例えば、同書の後半部分に存する「有記述事例」の(11)には「從四位上紀朝臣家守……大納言兼中務卿正三位麻呂之孫。大宰大貳正四位下男人之子也」とありながら、同書の前半部分に存する「無記述事例」の(17)には「大宰大貳正四位下紀朝臣男人」としかなく、ここには、決して男人の父者名麻呂が所見されないこと一事に徴しても、言い得られるのである。

次に、(63)については、当該条の安(阿)倍朝臣氏の系譜により、御主人——広庭——嶋麻呂という次第を辿れる。

また、阿倍朝臣兄雄卒伝(『日本後紀』大(同3・10・19条))により、(従五位上) 粳虫——(無位) 道守——(正四位下) 兄雄という系譜次第を知ることが出来る。ところで、

『尊卑文脈』や『群書類従』『続群書類従』両書やに所収する「阿倍氏系図」に拠れば、嶋麻呂・粳虫両者を親子としていて、御主人——(嶋丸) 嶋麻呂——粳虫——道守——足雄という系譜次第になっている。併し乍ら、嶋麻呂・粳虫両

者を親子関係に見立て難いことは、既に高島正人氏の御指摘(同氏『奈良時代諸氏族の研究』四四六頁)にもある通りである。即ち彼等両者の、

(A) 正六位上より従五位下へ、(B) 従五位下より従五位上への各叙爵年次を調査してみると、(A)については、嶋麻呂の場合、天平十二(七四〇)年一月十三日であり、粳虫の場合、神龜三(七二六)年一月二十一日であって、粳虫の方が嶋麻呂よりも十四年早い。また、(B)については、嶋麻呂の場合、天平十九(七四七)年一月二十日であり、粳虫の場合、天平七(七三五)年四月二十三日であって、粳虫の方が嶋麻呂よりも十二年早い。以上のことから、寧ろ、嶋麻呂よりも粳虫の方が年長者ではないかとさへ考えられるからである。一体に、これら嶋麻呂・粳虫両者の系譜関係については、六国史、その他、信頼しうる史料からは明らかにしえず、これを親子とするのは、上記の「阿倍氏系図」あるのみである。上述の如く、件の系図には、信憑性の点で、大いに問題がある(奈良時代の部分に関しては、特に然り)。けれど、それら嶋麻呂・粳虫両者が、系譜的に極めて親しい間柄にあったとみることは認められてよからう。この粳虫の女古美奈が、藤原朝臣良継室となって乙牟漏を産み、聽て之が桓武帝の皇后となり、平城・嵯峨両帝の生母となったことは、「有記述事例」の(128)により知ることが出来るが、上記の「阿倍氏系図」の記者も、嶋丸(嶋麻呂)と粳虫とを親子と見立て、結びつけたように、それら両者が近親関係にあったという考え方は、既に存在していたと考えても差し支えない。従って(63)の嶋麻呂に関する系譜記述者も、延いては同書の編纂者も、そのような考え方をそのまま承認ないし黙認して踏襲して了ったのであろう。これが、件の(63)の嶋麻呂が四位クラスであり乍ら、例外的な「有記述事例」の形式を

以て記載されるに至った所以であろうと理會したのである。

次に(72)の坂上忌寸犬養の場合について述べてみるに、『続日本紀』の叙述対象範囲の最下限年代たる延暦十年十二月に至るまでの坂上(大)忌寸・(大)宿祢氏の系譜次第の梗概を示せば、外従五位下大國——正四位上犬養——従三位苺田麻呂——従五位下田村麻呂(同書の完成奏上された延暦十六年には、従四位下であり、その極位極官は、正三位・大納言である。)の通りである。上掲略系図にみる犬養の子の苺田麻呂は、その薨伝(同書延暦5・1・7条)に拠れば、例の藤原惠美朝臣仲麻呂の謀叛の際に、その子訓儒麻呂を射て、之を殺し、その時の殊勲に依り従四位下勲二等を授与され、剩え大忌寸を賜姓されたという。が、それよりも、苺田麻呂の坂上大忌寸氏を権勢家として、その威権を昂めしめたのは、彼が桓武帝に「寵遇優厚」され、延暦四年に従三位に昇叙されたことであろう。これは、確かに上記の「寵遇優厚」されたことに因るものであるが、それには、実にその子女の又子が、同天皇の「在儲宮」せし時に、選を以て入れられ、高津内親王(後の嵯峨)を産んだことが最も大きく係わっていたと言えよう。というのは、その頃交における又子の位階昇進振りを検してみると、延暦二年二月五日に無位より従五位下に、同五年一月十四日に正五位下に、そして更に、その卒去する同九年七月二十一日迄の間に、正五位上に昇叙されているという具合であり、こうした点に同天皇の又子への厚く深い思い入れが能く示されており、こうして当時、彼女が同帝の覚えめでたい皇宮女性であったことを想察しうるからである。

同書の完成奏上された時の帝が桓武天皇であり、また同書の編纂主宰者が同帝であること。そして、上述した又子の父が苺田麻呂であり、更にその父が犬養であることに想いを致せば、件の犬養の卒去記事が、四位クラスのそれとしては例外的な「有記述事例」の形式を以て誌されていることも、然して抵抗なく首肯しうるのである。

次に(80)の高丘宿祢比良麻呂の場合について述べてみるに、彼は天平宝字八年九月に勃発した藤原惠美朝臣仲麻呂の事変に際し、仲麻呂が兵士増強を策して太政官印を利用した時に、禍の己に及ぶことを恐れて、ひそかに其事を奏上

第四表

勲 功 者	既獲得官位	新獲得官位	昇叙階数
弓削御清朝臣浄人	従八位上	→ 従四位下	15
石村々主石楯	大初位下	→ 従五位下	14
牡鹿連嶋足	従七位上	→ 従四位下	11
池田朝臣真枚	従八位上	→ 従五位下	11
大津連大浦	正七位上	→ 従四位上	10
中臣伊勢連老人	従六位下	→ 従四位下	8
藤原朝臣蔵下麻呂	従五位下	→ 従三位	8
佐伯宿祢家継	従七位下	→ 従五位下	8
紀朝臣船守	従七位下	→ 従五位下	8
山村王	正五位下	→ 従三位	6
藤原朝臣宿奈麻呂(良継)	従五位上	→ 正四位上	6
坂上忌寸苺田麻呂	正六位上	→ 従四位下	5
佐伯宿祢伊多智	正六位上	→ 従四位下	5
民忌寸総麻呂	正七位上	→ 外従五位下	5
粟田朝臣道麻呂	外従五位下	→ 従四位下	4
○高丘連比良麻呂	外従五位下	→ 従四位下	4
藤原朝臣楓麻呂	従五位下	→ 従四位下	4
下毛野朝臣足麻呂	従六位下	→ 従五位下	4
賀茂朝臣田守	従六位下	→ 従五位下	4
掃部宿祢広足	従六位下	→ 外従五位下	4

〔備考〕 当事変直後の9月20日条（『続日本紀』以下同様）に、正五位上藤原朝臣百能の従三位叙爵の記事が所見され、他余の諸条にも、こうした後宮関係女性の叙爵記事が所見されるけれど、こうした事例にみる者は、当表に加えていない。また、同年10月7日条には、仲麻呂らの逆徒を討つに尽力した人々に対し、位階を加賜するとして、多勢への叙位記事が所見される。そして、その中に「無位諱今上」（後の桓武帝）を始めとする多くの無位諸王が従五位下（17階級特進）の叙爵に与っている。だが、こうした諸王の授位事例にみる者についても、上記の後宮女性の事例の場合と同様である。ここには、飽く迄も、仲麻呂の謀叛発覚よりその誅殺に至る迄の間に、処々で展開された戦闘に直接参加した形で登場する者の場合か、あるいは、当事変で勲功を立てたとみられる者に限って掲げてある。但し、その勲功による昇叙階数が四階以下の者の場合は、当表に加えていない。

した事から、件の謀叛が露顕し、聽て仲麻呂は、近江に敗走するに至ったという。ところで彼は、同月その勲功に依り、從四位下に叙せられ、追って天平神護元年正月に、勲四等を授与されている。確かに、仲麻呂の乱における彼の活躍には、目を見張らせるものがあり、その功績たるや、決して看過することの出来ぬものがある。併し乍ら、その査定評価としての、論功行賞の次第を眺め見るならば、彼に対するそれを遙かに上廻る者が、他にも多数居るのである。この事変に関わる勲績の、一応の政治社会的評価を語り示す第四表に依れば、当事変における彼の勲績（同表○印）は、確かにそれ相当の重味をもつとはいえ、彼の卒伝をして、必ずしも、四位クラスに例外的な「有記述事例」の形式を採らしめる程の要因たりうるものでないことが知られよう。そこで、目を他に転じて、彼の父祖の経歴や業績等を回顧してみるに、まず、彼の祖父の沙門詠は、近江朝癸亥（天智二）年に、百濟より帰化した人であり、父の楽浪河内は、嘗て播磨国大目の任にありし時、勤めて正倉を造る杯して、為政者としての功績を効しており（「続日本紀」和銅5・7・17条）、また文章道において、山田史御方、紀朝臣清人らと共に、学業に優遊し、師範たるに堪えるを以て、後生を勧め励ます為、絶・絲・布・鍬等を賜与されているというように、正に当代一流の文雅の士としても、令名が高かった。そして神龜元年五月十三日に、正六位下の彼に対し高丘連の賜姓あり、天平勝宝六年一月十六日、正五位下に叙せられ、その後、大学頭に補された（この補任年次不詳）。その子比良麻呂に対して、連から宿祢への改姓が行なわれたのは、神護景雲元年三月二十七日のことであるという。こうした彼とその父祖たちとの、経歴や業績等を考慮すると共に、（80）の高丘宿祢比良麻呂の、高丘なる氏名の記載を眺めみるならば、その氏名が、父の河内に対して改め与えられたというのであるから、その（80）の記載において、件の父の名とその事歴に言及せざるを得ぬ事情があったのである。それに加えて、件の父河内が、養老・神龜の頃交、人も知る一代の碩学の士であったこと。更にその父詠が、天智朝における百濟帰化人であったこと、等というように、その家系からは累代に亘り、同書の編纂者にとって、殊に関心の深い事歴・事績を豊富に有する人物達を多数

輩出しているのであり、そして斯様なことこそ、その家系の末流に連なる(80)の高丘宿祢比良麻呂の卒伝を誌すに際し、四位クラスに例外的な「有記述事例」の形式を採らしめるに至った要因と考えたいのである。

次に、(81)の大和宿祢長岡の場合について述べてみるに、彼は、その卒伝(81)に、少くして「刑名之学」を好み、「当時言法令者就長岡而質之」云々とあるように、殊の外、法令の学に秀で、正に一代の宿儒であった。これは多分に、その父五百足の鞠育薫陶の賜物であったように思われ、彼が父の後を襲うて刑部少輔の職をも歴任(天平十年閏七月七日補任)していることによつて窺知されるのである。彼の初名は小東人といい、忌寸から宿祢へ改姓されたのは、天平九年十一月二十二日のことであり(これを、その卒伝では勝宝年中としていて、誤っている。)、更に、後の天平宝字元年十二月九日条には、大和宿祢長岡に対し、養老二年の律令撰定による功田四町を下功田として、その子に伝領せしめられたとある。姓を大和宿祢、名を長岡と改称したのは、やはり、この天平宝字元年六月以降、同年十二月以前のこと(岩橋小弥太氏「律令叢説」二一八頁)と思われる。法令家たる彼の具体的な業績として先ず挙げねばならぬのは、養老律令廿四条を撰定修編し、刀筆を執持して、科条を刪定したこと(上記天平宝字元年十二月九日条参照)、そして後に、吉備朝臣真備らと共に、件の律令廿四条に就き「辨輕重之舛錯、矯首尾之差違」て刪定したこと(『統日本紀』延暦十一年三月六日条参照)である。これらのうち、養老二年の律令撰定修編事業担当者中、彼の位階が最も高く、これによつて彼が同事業において指導的な地位にあったとみられることは、大いに注意されてよい。而して彼が、斯様に法曹家として一時代をリードする先達者たりえたのは、実に、その父親譲りの体力・体質面における並外れた強健さ・強壮さに因る所が大きかったのではないかと思う。何となれば、神龜四年十一月二日の、皇子基誕育の賀宴に際し、五位已上の者には、綿を賜わり、累世の家嫡子五位已上を帯びる者には、別に絶十疋を加えたが、小東人(後の長岡)の父五百足は、年齒の高いことにより、この例に入るの榮典に浴したことを示す同書同日条の記事があつて、件の父五百足が如何に強健・強壯な体力・体質の持主であり、長寿者であつたかが、充分に推察されるからである。而してその子息長

岡にしても、神護景雲二年正月の賀正の宴に、詔して特に殿上に召され、時に鬢髪いまだ衰えずして、進退或わず、称徳帝その年を問い給うに、長岡席を避けて、今日まさに八十に登れりと答え、その矍鑠たる長岡を眼の当りにされた同帝は、嘉嘆され給うこと久しく、特に正四位下の位記を御製して、之を長岡に授けられた、との記事（同書神護景雲3・10・29条）が所見されるのである。この五百足・長岡親子の尋常ならざる生命力の強壮さ・強健さを想うべきである。このように法曹家として当代に冠絶する長岡の薰育者には、その父五百足の存在があり、長岡の斯学をして大成せしめた一因としての、その持つて生まれた世に類稀なる強壯・強健な体力・体質も亦、父譲りのものでなければならぬのである。更に先にも述べたように、その法令家一代の事業として、養老二年の律令撰定のそれがあり、これに関与した諸多の人物たちの中で、その帯びる位階註の点におけるは固より、学識経験の面においても、当事業の遂行に主導的役割を演じたのが、他ならぬ、この大和宿祢長岡であったと思われる。恐らく、以上に縷述し来たったような事柄をば、同書の編纂者たちも意識し、殊更、そうした事柄を（81）に記し止めんと意図したであろうし、そうした意識が、件の（81）を四位クラスの者の卒去記事としては例外的な「有記述事例」の形を採らしめるに至ったものと思料されるのである。

次に、（87）の國中連公麻呂の場合に就いて述べてみるに、彼は造仏長官（天平十七年頃より）や造東大寺次官（天平宝字五年十月一日より神護景雲元年頃まで）などを歴任したが、彼の専門分野は、やはり技能を本領とする仏師であったと考えられる。それは、『扶桑略記』天平勝宝元年七月条に「奉_レ鑄_二東大寺大仏_一已畢。三箇年間。八箇度奉_レ鑄_二大仏_一。大仏師從四位下国公麻呂」とあり、また、件の（87）に「当時鑄工無_レ敢加_レ手者」。公麻呂頗有_二巧思_一。竟成_二其功_一とあることなどから窺知されよう。つまり彼は、仏師として群を抜く程の技量の持主であった。ところで、彼が国君麻呂から國中連公麻呂へ改氏姓されたのは、大和国葛下郡國中村に居住していたが故に、その地名に因んで、それを名乗ることを命ぜられた天平宝字二年から、國中連公麻呂なる呼称の所見される同五年六月二十六日までの間ということにならう。公麻呂の卒去年が宝龜五年である

ことからして、その改氏姓が為されたのは、公麻呂の父の代ではなく、公麻呂自身の代であったとみられる。従って、その出自、特に父方のそれを誌すに敢えて父者名を挙げなくともよかつた訳であり、その替りとして祖父の徳率国骨富なる人物名を挙げて、彼が百済からの帰化人の後裔であり、彼地から此地への帰化を「近江朝庭歳次」癸亥「属」本蕃喪乱「した折のことであつたとして」いる。これは、既述の高丘宿祢比良麻呂(80)の祖父詠が、やはり、「近江朝庭歳次」癸亥「自」百済「帰化」した場合と全く時期を同じくするものとして注意されてよい。従って、ここで問題としている(87)は、既述の(80)の場合同様に、百済系帰化人の末裔であり、この点では、やはり「有記述事例」の形を採る(77)の従三位百済王敬福の場合と同断である。このように、同書において百済系帰化人の苗裔の薨卒伝を誌すに「有記述事例」の形を以てし、それも可成り詳細に亘るケースが幾例も見受けられるのである。これは、同書の編纂主宰者たる桓武天皇の生母高野朝臣新笠が、百済武寧王の子純陀太子に出自するとされていることよりして、同天皇が、百済系帰化人に対し、親愛と温情の誠を以て莅み、務めて之を優遇したことに大きく関わっている、とみられるのである。無論、百済系帰化人の中に在っても、百済王氏の場合は別格で、同天皇の同氏へのそうした傾向は、より強く、より濃やかであつたと考えられる訳である。ここにいま一つ看過しえぬのは、上記の従三位百済王敬福の孫(理伯の子 俊哲の姉) 明信が、同書後半部の奉勅撰者たる藤原朝臣繼繩の令閨であつたと謂う事である。これも亦、同書(特に、その後 半部において) における百済王氏のみならず、汎く百済系帰化人一般に関わる記述をも、より豊かなものならしめている一要因と解しうるからである。

次は、(100)の紀朝臣広純の場合に就いてであるが、説明の便宜上、この広純に引き続いて、同氏族の(111)の紀朝臣家守に就いても、ここに一括して述べようと思う。先ず、(100)の広純に就いてであるが、彼は「従四位下宇美之子」で、宝龜十一年二月一日参議に任ぜられ、その後、覚賢柵を造らんとして倭軍を率いて当地へ入った時に、甚だ信任していた曾ての夷俘陸奥国上治郡大領伊治公些麻呂に叛かれて、遂に伊治城において殺されて了つたという。この(100)

の卒去記事には、彼の職歴を叙して「宝亀中出為陸奥守」。尋転按察使」とあり、続けてその為人を誌して「在職視事。見称幹濟」とあって、吏務の処理・処断能力の卓抜さが称賛されている。

次に、(III)の紀朝臣家守は、その卒去記事に依れば、「正四位下男人之子」であり、延暦元年六月二十一日参議に補され、在官四年にして同三年四月十九日、従四位上を極位として卒去したとある。これら広純・家守両者が「有記述事例」の形を以て記載されていることの所以や如何を考えてみる場合に、彼等の父祖ないし、その近縁者に至るまで視界を拡げてみる必要があるかと思う。そこで、先ず、以下に試みる陳述を分明ならしめるべく、『続日本紀』『公卿補任』『懷風藻』『類聚国史』『日本後紀』群書類従・続群書類従・『尊卑分脈』所収「紀氏系図」等に基づき作成した紀朝臣氏関係系図を掲記しておこう。

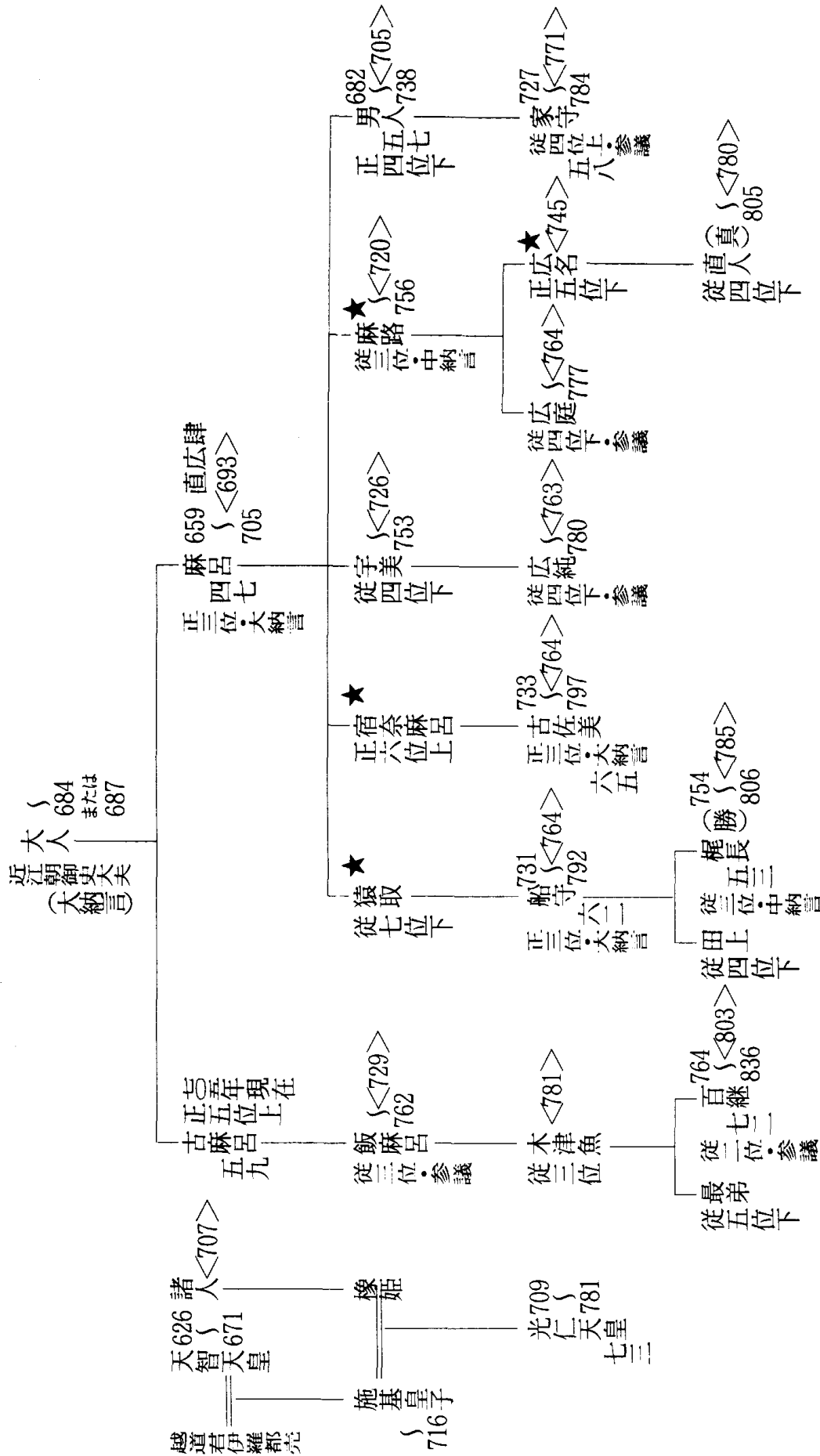
後掲紀朝臣氏関係系図に依り、近江朝御史大夫紀大人の両子息、即ち麻呂・古麻呂両者の各子孫に就いて一瞥してみるに、生没年次の明確な者、不明確な者、授爵年次の明確な者、不明確な者、さまざまであるが、各世代毎の長幼の次第は、略々推定することが出来る。

先ず、大人の孫にして、麻呂の子の世代から眺めてみると、その長幼の次第は男人、麻路、宇美、宿奈麻呂、猿取と、いうことになる。ところで、これら五兄弟のうち、宿奈麻呂と猿取とは、各々の極位が六位、七位ということ、『続日本紀』に彼等の卒去記事が所見されないのは首肯されるが、同書に從三位中納言麻路の薨去記事を闕くのは、何としても不自然で不思議なことである。この麻路に関しては、唯、それだけでなく、同書や『公卿補任』、更に他の信憑性の高い諸史料に徴しても、大納言麻呂と親子関係にあることを明らかにしておらず

(猿取の場合も、彼が大納言麻呂と親子関係にあることを明らかにしていない点で同断だが、彼の場合は、上述の如く、その極位が低いということ、その卒去記事が採り上げられ、特になかったという事情を斟酌すれば、それはそれで得心のいくことである。)

に「件大納言磨之父者。而又此中納言麻路父者如何。可尋之」という麻呂・麻路両者の親子関係についての不確かさを

紀朝臣氏関係系図



(備考)紀朝臣氏関係者についての、史料的に裏付可能な生没年(アラビア数字)、授爵年次(<>内アラビア数字)、享年(漢数字)、極位・極官(参議以下の官職は省略)などを附記した。なお、系図の-----線は、史料的に裏付不可能な部分であり、★印は『続日本紀』の叙述対象範囲内において薨卒記事をもたない者である。

示す、何とも奇妙な記述がみられる程である。これは、更に次の世代に属し、ここで取り上げ、当面の問題としている(100)の広純(父は従四、位下宇美)、(111)の家守(父は正四、位下男人)両者が共通して「有記述事例」の形を採るのに対し、件の従三位中納言麻路の子広庭(④)が、それら広純・家守両者と同じく従四位・参議でありながら、独り「無記述事例」の形を採って記載されていることと無縁ではなからう。同書における麻路と、その子広庭とにみる、そうした不自然な記述様態は、決して偶然の然らしめる攸でなく、それは、同書の編纂資料に由来するものというよりも、編纂者が、それら麻路・広庭両者に対して、何らかの事情により冷やかないし疎略な扱い方をしたことに因由するものと、ここでは左様に解しておこう。

それはそれとして、それでは一体、ここで懸案の広純・家守両者が共に「有記述事例」とされていることの所以を如何ように考うべきであろうか。この難問解明には、同書の叙述対象範囲とする時代における紀朝臣氏一門の、諸人に出自する椽姫から、その所生子白壁王(後の光、天皇)を経て、その皇太子山部王、即ち後の桓武天皇へと連なる系譜の持つ歴史的意義や、それら両帝、別けても、後者の桓武帝と同書の編纂事業との緊密不可分な関係やを抜きにして、その秘鍵を容易に見出し難いように思うのである。

そこで、そうした系譜の上祖たるの位置を占める紀朝臣諸人に就いて一考しておこう。この諸人は、授爵年次の点で、麻呂や古麻呂らと同一世代、なお言えば、年齒の点で、麻呂→古麻呂→諸人の順とみてよからう。そして諸人の授爵された慶雲四(七〇七)年二月二十五日というのは、文武天皇御治政の最終年で、同帝は、遂に同年六月十五日に崩御されたのである。既に同帝は、その前年の慶雲三年十一月には「朕御身勞坐故暇間得而御病欲治」として、天津日嗣の位をその生母たる阿閑皇女(後の元、明天皇)に譲り賜わんとしておられたというから、当時は、実に聖体御不予の時期であらせられたのである。従ってそうした時期に行われた諸人への授爵(「統日本紀」当該条には「詔授成」)には、阿閑皇女の御意志

が多分に作用していたとみて大過なかるう。それに白壁王の生誕が和銅二（七〇九）年というように、それら二つの事柄——つまり、諸人への授爵と白壁王の生誕とは、時期的にみて極めて近接しており、特に、こうした点に留意するならば、上記の諸人への授爵と、白壁王の父母、即ち施基皇子（天智天皇第七皇子）・椽姫（諸人の女）両者の婚姻との間に何やら抜き差しならぬ関係を想い描くのも、差して荒唐無稽なことではないように思う。阿閉皇女自身が、その父天智天皇の立て賜い、敷き賜うたという「不改常典」を根拠にして、天武嫡系への皇統を伝うべく登祚され、その一方で、これ亦、阿閉皇女の施基皇子・椽姫両者への有形無形の肩入れによって成されたとみられる、その婚姻を通じ、以て天智天皇の皇統が光仁・桓武両天皇へと伝えられた歴史の事実を惟るならば、文武天皇の御即位に起筆し、光仁・桓武両天皇の御治世を以て攔筆する『続日本紀』は、天武系皇統から天智系皇統への推移帰結と、それを招致せしめた藤原朝臣氏の政略は固より、その血脈、更に紀朝臣氏の存在と、その血統が各々歴史の上に担う意義の大きさを伝えるに十分な記述を為していると言つてよい。こうした観点から施基皇子・椽姫両者の婚姻と、それへの阿閉皇女、即ち元明天皇の介入関与、更には椽姫の父諸人の、歴史における位置と、その果たした役割、等々を確認しておきたいのである。この歴史上に大きな位置を占めて、重い役割を演じた紀朝臣諸人なる人物の存在は、確かに刮目されねばならぬとはいへ、何せ遺憾なこと乍ら、その出自を定かにしえないのである。件の諸人は、紀朝臣氏一門に属するが、その父は恐らく無位無官か、或いはそれに近い、それこそ無名の低級官人であったのであろう。当の諸人も亦、その父と大同小異であったが、その女椽姫の、施基皇子との婚姻によって、その地位を急上昇（史料に徴しうる彼の極位は従五位上）させ、聽てその孫たる光仁天皇の宝龜十年十月十三日に従一位を贈位され、更に、その曾孫たる桓武天皇の延暦四年五月三日に太政大臣正一位を贈官追贈位されたのである（拙文「六国史所見の贈位記事について」、『立正史学』第七〇号）参照）。

かくして、上述した如き諸事情を勘考することにより、初めて当面懸案の広純（100）・家守（111）両者にみる「有記

述事例」形式採用の所以が解明されるように思うのである。つまり彼等両者が、「有記述事例」の形を採って誌されたことの所以は、基本的には、上記の如き事柄、即ち諸人から桓武帝へと連なる系譜の持つ歴史的意義や、件の桓武帝と同書の編纂事業との関係やに求めえられよう、ということである。

次に、(104)の藤原朝臣乙繩の場合に就いて述べてみるに、彼が藤原朝臣豊成の第三子であるのは、この乙繩卒伝(104)に「豊成之第三子也」とあり、その父者たる豊成の薨伝〔統日本紀〕天平神護1・1・27条に「大臣第三子乙繩」とあることより明らかである。そして藤原朝臣繩麻呂の薨伝(98)に、この繩麻呂を「豊成之第四子」とする記述もみられる。以上により、乙繩と繩麻呂とは共に豊成の子息で、『尊卑分脈』に依れば、それら乙繩・繩麻呂両者は繼繩の弟で、乙繩は、その兄の繼繩と共に路真人虫麻呂の女を生母とし、繩麻呂は藤原朝臣房前の女を生母とする、という。このように『続日本紀』が乙繩・繩麻呂両者の長幼の順次を、ことさら入念に記述しているのも、それら両者の兄繼繩が、そうした記事ならしめんとしたことに因るものとみてよからう。更に、上記の豊成の薨伝に依ると、藤原朝臣仲麻呂は、天資弘厚にして時望の帰する攸ある豊成を中傷せんと常に隙を窺っていたが、遂に、その機を捉えること適わず、偶々、豊成の第三子乙繩が、平素、橘朝臣奈良麻呂と相善しい間柄にあったことから、奈良麻呂らの仲麻呂打倒計画が未然に発覚して了った日に、仲麻呂は、誣ふるに当逆を以て乙繩をば左遷して日向掾とし、その父豊成をも左降して大宰員外帥として了ったという。この豊成薨伝からは、仲麻呂政権の打倒覆滅を謀った奈良麻呂らを誹謗中傷するが如き筆致は微塵も感ぜられず、その反面、そこから、陰湿な権謀家としての仲麻呂を奸物視ないし邪佞視し、彼に讒構を以て眨しめられ、或いは陥れられた者への深い惻隱の情と、そうした阿漕悪辣な遣口を弄する仲麻呂への強い憎怨の念や瞋恚の炎に燃えた情念やを汲み分けることは、可能であろう。これも亦、当該条に所見される豊成と乙繩とが、当該条を内蔵する同書

第五表

叙勲者の授位と昇叙階数、極位、父方直系尊属者の記述形式等	
叙勲位	AB 從三位上→正三位(1) E 正五位下→從三位(6) A 從三位→正三位(1) ○ 白壁王 (光仁天皇) ○ 山村王 (從三位) ○ 藤原朝臣永手 (正一位)
勲二等	A 從三位→正三位(1) A 從五位下→從三位(8) 正五位上→從四位上(2) ○ 藤原朝臣真備 (正三位) ○ 藤原朝臣藏下麻呂 (從三位) ○ 日下部宿禰了麻呂 (從四位下) 正六位上→從四位下(5) 從七位上→從四位下(1) × 佐伯宿禰伊多智 [(從四位上)] ○ 坂上大宿禰祖麻呂 (從三位) ○ 道嶋宿禰嶋足 (正四位上)
勲三等	A 正五位下→從四位下(2) 外從五位下→從四位下(4) ○ 藤原朝臣繩麻呂 (從三位) × 粟田朝臣道麻呂 (從四位下) ABC 從五位下→正五位上(3) 從八位上→從四位下(5) ○ 淡海真人三船 (從四位下) × 弓削御清朝臣淨人 [(從二位)]
勲四等	AC 從四位上→正四位下(1) AB 從五位上→從四位下(3) A 從五位下→從四位下(4) ○ 大中臣朝臣清麻呂 (正二位) ○ 藤原朝臣浜足 (從三位) ○ 藤原朝臣楓麻呂 (從三位) AB 外從五位下→從四位下(4) (成) 大初位下→從五位下(4) ○ 高丘宿禰比良麻呂 (從四位下) ○ 小野朝臣竹良 (從四位下) × 石村々主石楯 [(從五位下)] A 從五位上→正四位上(6) 從六位下→從四位下(8) ○ 藤原朝臣宿奈麻呂(良繼) (從二位) ○ 中臣伊勢連老人 [(正四位下)]
勲五等	→從四位下 × 安倍朝臣弥夫人 [(從五位下)] × 物部直広成 [(從五位下)] 無位→從五位下(7) 從五位下→正五位下(2) × 坂上王 [(從五位下)] ○ 阿倍朝臣息道 (從四位下) ○ 津連秋主 (從四位下) 正六位上→外從五位下(1) × 藤野別真人清麻呂 (從五位下)] ○ 石川朝臣垣守 (正四位上) × 金刺舍人八麻呂 [(外從五位下)] 外從五位下→從五位下 →從六位下 × 間人直足人 [(從六位下)] × 漆部直伊波 [(從五位下)] × 藥師寺奴百足
勲六等	

〔備考〕○印は薨卒記事をもつもの、×印は薨卒記事をもたぬもの、() 印内は昇叙階数、[] 印内は極位、([]) 印内は極位か否か不明であるが、確認の出来る位階、アンダーライン付加は薨卒記事中に、仲麻呂の乱に関するに触れた記述をもつもの、を各々示す。また、A～Eの記号は既掲第一表の場合に同じ。なお、当表では『続日本紀』に薨卒記事をもつ勲六等以上の者を取り上げてある。勲五等の安倍朝臣弥夫人は、神護景雲3年に縣犬養姉女の配流に連坐して、無位となったが、その後、宝龜3年11月30日に罪を免ぜられて、從五位下を授けられたという。

の後半部分の奉勅撰者たる継繩の実父であり、実弟である点を介意して、初めてより能く得心しうることはないかと思ふ。

次に、(114)の淡海真人三船に就いて述べてみるに、彼の事蹟・業績に関しては、正三位石上大朝臣宅嗣の薨伝に「自宝字後。宅嗣及淡海真人三船為文人之首」(『統日本紀』天₁・6・24条)とあるように、彼は天平宝字年間以降、宅嗣と共に「文人之首」と並称せられていたことを知りうる。この両者の年齢・長幼の次第に就いてみると、宅嗣が天応元(七八一)年に五三才で、三船が延暦四(七八五)年に六四才で各々逝去しているので、三船の方が、宅嗣よりも七歳年長ということになる。三船は、上記の宅嗣薨伝を引き合いに出すまでもなく、『唐大和上東征伝』一卷を編み、『懷風藻』の撰者にも擬定せられている。正に当代屈指の鴻学の士であった。その卒伝(『統日本紀』延₄・7・17条)に官歴を誌して「歴大判事。大学頭兼文章博士」云々とあるところにも、それが象徴的に能く示されていると言えよう。『統日本紀』が叙述対象範囲とする時代にあつて、件の文教のことを掌る大学寮の長官たる大学頭と、『史記』『漢書』『後漢書』の所謂三史は固より、『文選』等の教授に当つた文章博士とを同一人が歴任したことを史料的に徴しうるのは、実にここに取り上げている淡海真人三船と朝原忌寸道永の両者あるのみなのである。然も、これら両者の、それら両官職補任・在任の次第を『統日本紀』に拠って検索してみると、

大学頭の場合

淡海真人三船……………宝龜3・4・20在任

宝龜9・2・23補任

天応1・10・4補任

延暦1・8・25在任

延暦 3・4・2 在任
朝原忌寸道永……………延暦 6・3・22 補任

文章博士の場合

淡海真人三船……………宝龜 3・4・20 補任

宝龜 9・2・23 在任

延暦 1・8・25 在任

朝原忌寸道永……………延暦 6・3・22 在任

という具合で、それら両職をより長期に亙って歴任したのも、実は三船の方なのである。また、三船は、仲麻呂の事変において勲功を立て、おり、このことも、その経歴として見遁せぬ点であろう。彼は、同事変での働きにより、従五位下から正五位上へ三階昇叙されている。既掲第四表では、同事変における勲功者として、特に四階級以上の昇叙者を取り上げたので、当然のこと乍ら、同表による限りでは、そこに彼の名を見出すことは出来ない。併し彼は、同事変での働きによって勲三等を叙勲されているのである。ここに改めて同事変における男官叙勲の次第をば、第五表に拠って眺めみるに、叙勲位の高低と、薨卒記事の有無との関係に就いて、左記の如く纏めえよう。

○勲二等で薨卒記事をもたぬのは、佐伯宿祢伊多智のみである。

○勲三等で薨卒記事をもたぬのは、粟田朝臣道麻呂と弓削御清朝臣浄人である。

○勲四等で薨卒記事をもたぬのは、石村々主石楯のみである。

○勲五等は孰れも薨卒記事をもたない。

○勲六等は阿倍朝臣息道、津連秋主、石川朝臣垣守の三名以外の六名が、薨卒記事をもたない。

以上、勲二等、勲六等の叙勲者中、五位クラス以下の者、即ち勲四等の石村々主石楯の一名、勲五等の安倍朝臣弥夫人、物部直広成の二名、そして勲六等の先記三名以外の六名の計九名は、孰れも卒去記事をもたぬが、同書の薨卒記事の載録基準が原則として四位クラス以上にあったこと（拙文「六国史の薨卒伝の記述内容に ついて」『立正史学』第四七号）からすれば、寧ろ自然な状態と言えるのである。之に反して問題含みなのは、叙勲者中、四位クラスないしそれ以上のクラスに在り乍ら、薨卒記事をもたぬ、勲二等の佐伯宿祢伊多智、勲三等の粟田朝臣道麻呂、弓削御清朝臣浄人の二名の計三名に就いてである。このうち粟田朝臣道麻呂の場合は、窺竅の心を抱いて謀反を起こす和氣王に与したことから、また、弓削御清朝臣浄人の場合は、道鏡の身内（実弟）として、道鏡失脚後、その事に坐して配流されたことから、各々の薨卒記事が載録されなかったであろう。残りの佐伯宿祢伊多智の場合は、必ずしも、その卒去記事が載録されなかった理由を明らかにしえないけれど、『日本霊異記』下巻第三十七縁に、この伊太（多）智が、生前、法華経一部を書写したにも拘らず、その作る罪業多きが故に、閻羅王に使われて苦を受けている旨が述べられている。この話譚には、件の伊多智の平素における行状ないし生活態度が可成り乱れたものであって、そしてそうしたことが示唆されているように思えるのである。ことによつたら、そうした彼の度を越す品行不方正さが、四位クラスの彼をして、『続日本紀』にその卒去記事を載録せしめなかった所以ではないかとも考えられるのである。また、仲麻呂の逆謀あるを知り、禍の己が身に及ぶのを恐れて密告し、以てその功績により、従四位上を授けられた大津連大浦の場合は、それが、飽く迄も所謂制鎖勲でないとして、彼に授くるに文位を以てしても、決して勲位を以てすることが無かつたものと思われる。

一体に、仲麻呂の事変における男官叙勲者中、四位クラスの人物で、その卒去記事中に、父方直系尊属者の記述と、当事変における勲功に就いての記述とを併有するのは、淡海真人三船と高丘宿祢比良麻呂の両者あるのみである。この

うち三船は、ここで取り上げている人物に外ならず、比良麻呂は、既に(80)で触れた人物である。こうした点からも、三船が四位クラスであり乍ら、「有記述事例」の形を以て記載されていることの一因由を見出しうるように思う。件の三船卒伝における、その父方直系尊属者の記述様態をみれば、既掲第一表にいうABC型であって、この形式事例は、『続日本紀』にあつては、実に、これあるのみなのである。而して、この記述形式ABC型に該当する人物、即ち三船の、同書に記す処の系譜的位置付けに就いて、いま尠しく吟味してみるならば、A大友親王(皇子)、B葛野王、C池辺王という、その血脈次第は、単に、同書編纂事業の主宰者であり、同書の完成奏上時の治天下者である処の、桓武天皇の曾祖父、即ち天智天皇の苗裔ということだけでなく、桓武天皇の父光仁天皇の直前で断絶した所謂天武皇統の祖天武帝に壬申年の事変にて葬り去られた大友皇子を曾祖父と仰ぐ皇胤に外ならぬということを語り示すものなのである。この意味で、件の三船卒伝は、光仁・桓武両帝の治世下、別けても、桓武帝治世の下、その主宰・領導する修史事業において、淡海真人三船の血統が如何ように評価されていたかを示す存在として、洵に意義深いものがあると言えよう。彼の事蹟・業績に就いての梗概は既に述べた如く、「文人之首」たることを象徴的に示す大学頭や文章博士への補任、そして仲麻呂の事変に際しての勲功、更には、これまた述べた如く、三船が、同書の編纂事業に縁深い光仁・桓武両帝親子と共に、天智帝の血統者であること、等々といった事柄、取り分け、この彼が、天智帝の世嗣大友皇子に出自する血脈者であるといった事情こそが、四位クラスであり乍らも、その卒去記事をして「有記述事例」の形を採らしめ、然も、同書にあつては唯一のABC型という特殊例外的なものならしめるに至った主因と考えたいのである。

尚、『日本後紀』延暦十六年二月丁巳朔己巳(二三日)条所見の『続日本紀』撰進の表に依れば、三船は石川朝臣名足らと共に、文武元年紀より天平宝字元年紀に至る迄の修史事業に参与したというが、こうした事柄も、或いは、彼の卒去記事をそうした特殊例外的なものならしめるに至った一因を成しているのかも知れない。

次に、(122) の大中臣朝臣子老の場合に就いて述べてみるに、僧道鏡の出現が国体上からも、また、神道上からも重大な危機を将来したこと周知の通りであるが、斯かる危機の激湍に立って、能くわが国体・神道を保持したのは、右大臣正二位大中臣朝臣清麻呂であった。清麻呂は「其心如_レ名、清慎勤勞」(『統日本紀』神護1・11・23条天平)といわれ、数朝に歴事して「為_レ国旧老」りと贊えられた。そしてこの清麻呂の第二子こそが、ここに取り上げる子老に外ならないのである。

さて、子老が、父清麻呂の曾て勤めた神祇伯の職に補任されたのは、光仁朝の宝龜八年一月二十五日のことであり、爾来、その卒去する延暦八年一月二十五日までの丸十二年間の長きに亙って、その職を奉じた。凡そ、『統日本紀』の叙述対象範囲とする時代、即ち藤原朝期より平安朝極初期に至る迄の時代に、同職にこれほど長期に亙って在任した者は、他に全く例を見ないのである。尤も、その十二年間に議政官たる参議の外、左京大夫、宮内卿、右大弁、兵部卿、等々といった諸要職をも兼官歴任しており、殊に延暦三年五月十六日には、勅して従三位藤原朝臣種継や従三位佐伯宿祢今毛人らの顯官たちと共に、遷都予定地たる山背国乙訓郡長岡村を相すべく、同地へ派遣されといった、子老に就いての具体的な活動ないし事績を知ること出来るのである。時に彼は、神祇伯として、同行の陰陽助外従五位下船連田口らと共に、同地の土地柄に就き吉凶善悪を勘定し、以て之を具申したことであろう。

尚、後掲の神祇伯歴任者表(第六表)に示した人々の中に在って、『統日本紀』に神祇伯・神祇大副両職への補任記事を有するのは、大中臣清麻呂・子老親子の二名あるのみである。また、当表に示した人々の中に在って、神祇伯として同書に所見される条数の最も多いのも、子老(十条)であることを指摘しておこう。

以上、(122) の大中臣朝臣子老に就いての事歴の梗概を述べたが、彼が四位クラスの官人であるにも拘らず、「有記述事例」の形を採って記載されているのは、既述した如く、父に右大臣正二位大中臣朝臣清麻呂を持ち、己自身が神祇伯の職に丸十二年間も在任するという、その期間の長さにおいて『統日本紀』の叙述対象範囲とする時代を通じて、他に

神祇伯歴任者表

第六表

極位	人名	在任期間	『統日本紀』 所見条数
正四位上	中臣朝臣意美麻呂	和銅1・3・13～和銅4・閏6・22 卒去までの約3年4ヶ月間	2
正五位上	中臣朝臣広見	天平4・9・5の補任時の位階が正五位上、極位も同じことから補任後、 幾程も経ぬ時に卒去したのであろう。在任期間は不明	1
従四位下	中臣朝臣名代	天平10・5・24に在任中、在任期間は不明、但し天平12・9の藤原朝臣広 嗣の乱に連坐し、恐らくこの時に解任されたのであろう。	1
従二位	巨勢朝臣奈氏麻呂	天平13・7・3～天平勝宝5・3・30 薨去までの約11年8ヶ月間	2
正三位	石川朝臣年足	天平宝字1・6・16～天平宝字6・9・30 薨去までの約5年3ヶ月間	5
従二位	文室真人浄三	天平宝字6・12・1～天平宝字8・9・4 致仕までの約1年9ヶ月間	1
正二位	大中臣朝臣清麻呂	天平宝字8・9～宝龜1・10・1の約6年1ヶ月間	2
正四位下	大中臣朝臣子老	宝龜8・1・25～延暦8・1・25 卒去までの丸12年間	10
正四位上	大中臣朝臣諸魚	延暦8・3・16～延暦16・2・21 薨去までの約7年11ヶ月間	2

(備考) 大中臣朝臣清麻呂の天平宝字8・9の補任については、延喜本系帳(『中臣氏系図』所収)に拠る。すなわち清麻呂の補任は、前任者の文室真人浄三が同年同月4日に致仕したことで、その後を承けたものであるとす。西山徳氏『神社と祭祀』41頁の御見解に拠る。

全く例を見ぬばかりか、議政官たる参議として台閣の一翼を担うと共に、諸多の要職をも兼官歴任する有能な行政官でもあったが故に、光仁・桓武両帝、別けても、桓武天皇の篤い信任を忝くしていたことが与って大きいものと思料されるのである。

註 『続日本紀』天平宝字元年十二月九日条に依れば、件の事業の関与者として正五位上大和宿祢長岡の外、従五位下陽胡史真身、外従五位下矢集宿祢虫麻呂、外従五位下塩屋連古麻呂、正六位上百済人成の五名が所見される。これを「応撰定令律問答私記事」〔令義解附録〕引載の明法博士額田今足の解文に、陽胡史真身、矢集宿祢虫麻呂、塩屋連古麻呂二者の位階（実は極位）を従五位下とし、そこに正六位上百済人成の名がみえぬ替りに、従五位下山田連白金の名が所見される。このような出入りに就いて、史家たちは種々議論して異見を提している。例えば、瀧川政次郎氏は、陽胡史真身（天平九年豊後国正税帳並びに天平勝宝二年正月八日の但馬国司解及び同年三月六日の但馬国司牒を典拠とする。）、百済人成（山田連白金と同一人物）両者の極位を従五位下、矢集宿祢虫麻呂、塩屋連古麻呂両者のそれを外従五位下（共に『懷風藻』を典拠とする。）であったとし（『律令の研究』第一編第二節）、また、岩橋小弥太氏は、上記の額田今足の解文を典拠として、陽胡史真身、矢集宿祢虫麻呂、塩屋連古麻呂三者も山田連白金と同じく従五位下が彼等の極位であったとする（『律令叢説』二二五頁）、といった具合である。その孰れにしても、大和宿祢長岡以外の者は、従五位下ないし外従五位下を極位とする官人達であった。

（未完）